

司法政策研究科平成 23 年度 F D 報告書

1. はじめに

鹿児島大学大学院司法政策研究科（法科大学院）の平成 23 年における F D 活動を報告する。

【報告内容】

- F D 活動の実施体制
- F D 委員会／F D 懇談会の活動
- 授業アンケート
- 授業公開／授業参観
- 講義映像配信システム
- 資料 規則，申合せ

大学院司法政策研究科（以下、当研究科とする）は、修了者に司法試験の受験資格である「法務博士（専門職）」の学位を与える専門職大学院（法科大学院）である。従来型の研究者の養成を中心とし学究を旨とする研究科とは異なり、高度専門職業人を養成するための場であること、法曹になるための特定の国家試験の受験資格を得られることなどから、そこで行われる教育活動は、他の研究科とは趣を異にしていると同時に、そこでの F D 活動のあり方も、法科大学院に特有の特色を帯びることとなる。

まず、法科大学院における教育の質は、我が国の法曹の水準に直結することになる。そのため、そこでの授業が何を目指し、どのように目標に到達させるのかは、単に学内や研究科内における議論、あるいは各授業担当教員の見識に委ねておけばよいのではなく、①進路である法曹界や将来における潜在的顧客である国民からの客観的な評価を基準にしなければならないこと、また、その結果として、②各法科大学院で個別にバラバラの取り組みをするのではなく、各法科大学院の交流・連携によって、大学の枠組みを超えたスタンダードが必要とされることが重要である（現在、全法科大学院の共通の到達目標モデル、ミニマム・スタンダードも示され（<http://www.lawschool-jp.info/info/info20101018.html>）、各法科大学院によるさらなる創意工夫が要請されている）。

こうした観点を踏まえ、当研究科では、設置以来、所定のカリキュラムを適切に展開するとともに、法科大学院に相応しい F D 活動のあり方を模索・実践してきた。

振り返ると、平成 21 年度から、授業アンケートの内容やそれへの教員の対応の改革、授業参観や映像に基づく授業分析の新たな試み、映像配信サーバーを導入した授業研究の推進、他大学の授業参観の実施、ニュース・レターの発行による教員と学生一体となった F D の推進や情報公開を行った。平成 22 年度からは、教員・学生が一体となって授業そのものの充実に向けた改善の取り組みを徹底する趣旨から、F D 活動スローガンを「授業と学修の協働改善！」として、授業改善とともに学生の学修到達度を引き上げるための諸配慮に重点を置いた。そして、平成 22 年 6 月に公表した「鹿児島大学法科大学院の新たな取り組み」である、1）少人数教育

の徹底，２）九州大学での滞在型特別聴講制度，３）司法政策研究センターの開設などを柱とする新しい教育方法の導入を着実に実施した。

当研究科では，PLAN から DO までの成果を CHECK，ACTION へと移行する P D C A サイクルを意識してきたが，平成 23 年度はこのサイクルをさらに強く意識することとし，F D 報告書も学期ごとに作成した。前期における F D 活動の成果については，平成 23 年度前期 F D 活動報告書を作成・公表し，後期における教育活動改善のための基礎資料とした。これに平成 23 年度後期における F D 活動の内容と成果を追加し，同年度を通じて総括するために作成したのが本報告書である。この F D 活動の成果を踏まえて，当研究科の理念である「地域に学び，地域を支える」法曹養成を，より充実したものにしたい。

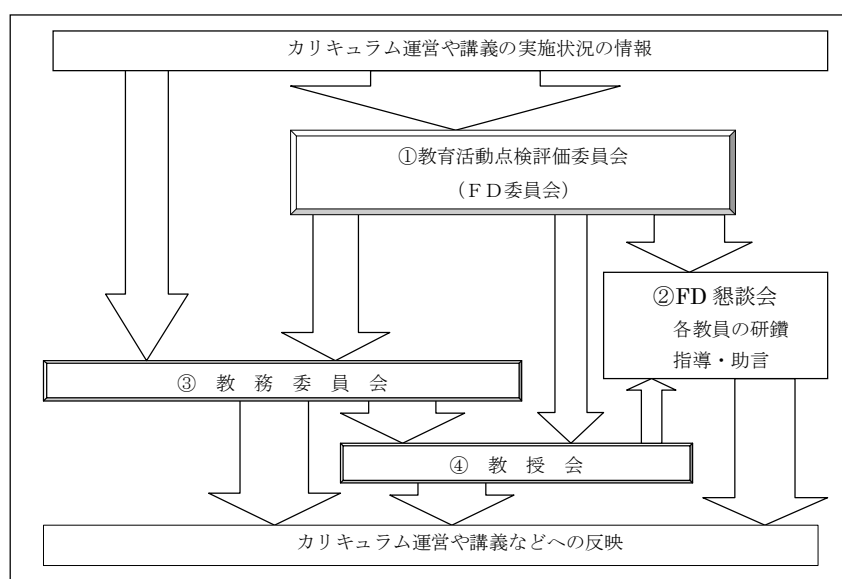
２．F D 活動の実施体制

司法政策研究科では，教育活動点検評価委員会（以下，F D 委員会と呼ぶ）が中心となって，F D 活動を推進している。

（１）F D 委員会の位置づけ

F D 委員会は当研究科の発足当時から設置されており，F D 活動と自己点検・評価を担当してきた。平成 20 年には，研究科における教育活動点検評価をより充実するため，組織及び運営に関し明確化するための規則類も整備した（「教育活動点検評価委員会規則（平成 20 年 12 月 10 日司研規則第 7 号）」を設け，実施についての教授会申合せ（「教育活動点検評価の実施に関する申合せ（平成 20 年 12 月 10 日教授会決定）」）。F D 委員会の委員は，公法系，民事系，刑事系，実務系，基礎法隣接科目分野の教員各 1 名以上を含むように構成されている。平成 22 年度における F D 活動は，平成 20 年度の法科大学院認証評価や法人評価の中間評価，中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会第 3 ワーキンググループによる指摘等を踏まえ，授業内容の検討について組織的な取組を充実させることを目標として，研究科長を含む 5 名の教員で委員会を構成し，取り組みを企画・実施した。平成 23 年度の F D 活動もこれを継続して行った。

当研究科内の組織内での F D 活動は，組織全体で授業改善に取り組むために，各組織が有機的に連関するよう工夫されており，下図のようにになっている。



(2) 法科大学院としての自己改革の組織的な取り組み体制

F D 委員会は副研究科長を委員長とし、研究者教員・実務家教員で構成され、月に一度の定例会議を開催する（平成 24 年度より、委員長は、研究科長あるいは副研究科長になることになっている）。いわゆる Faculty Development 活動（以下、F D 活動という。）を担当し、自己改革について包括的かつ中心的役割を果たす。

特に、平成 20 年度以降は、授業評価アンケートの実施やそれへの対応報告の取りまとめ、授業研究、授業内外の学修に関する検討などを素材として、月に 1 度の F D 懇談会を実施してきた。これは、定例教授会の直後に開催されることとなっており、4 年目に入った今年度は PDCA のサイクルを意識し、一層充実した活動となるよう工夫した。

教務委員会は、カリキュラム運営を担当する教員 2 名と、その他の学修支援を担当する教員 1 名の 3 名の教員によって構成されている。F D 委員会や F D 懇談会の成果は、教務委員会のカリキュラム運営に反映させることで、授業全体に体系的な改善を促している。

教授会は、当研究科の最高意思決定機関であり、運営組織体制、教育内容や方法、学生のケア、入試、図書、施設など、様々な事項の改革・改善を担う組織として、実質的側面においても欠くべからざる機能を果たしている。

このように、F D 委員会の活動を中心として、教学上の運営の最前線を担う教務委員会、研究科の意思決定機関である教授会といったそれぞれの活動が、F D 懇談会をフォーラムとする教員間の緊密なコミュニケーションを基盤とする有機的な活動を通じて、自己改革への積極的な姿勢が保つことが図られている。

(3) 平成 23 年度 F D 委員会委員 一覧

委員長	米田 憲市	(副研究科長)
委員	采女 博文	(研究科長)
委員	緒方 直人	(民事系／民法／前研究科長)
委員	前田 稔	(刑事系／実務家教員)
委員	南 由介	(刑事系／刑法／教務委員)
委員	紺屋 博昭	(社会法系／労働法)

(4) 教育活動点検評価委員会規則と教育活動点検評価に関する申し合わせ

当研究科では、上記の教育活動の点検評価を確実に実施するため、「教育活動点検評価委員会規則（平成 20 年 12 月 10 日司研規則第 7 号）」を設け、実施についての教授会申合せ（「教育活動点検評価の実施に関する申合せ（平成 20 年 12 月 10 日教授会決定）」）を行い、それに基づいて F D 活動等、教育活動の充実を図る態勢を整えている。

3. F D 委員会／F D 懇談会の活動

(1) 当研究科では、原則として F D 委員会を毎月第 1 火曜日 16 時 30 分時から、また F D 懇談会を毎月第 2 水曜日の教授会終了後に実施している。

平成 23 年度前期の開催日や活動内容は下記のとおり。

	F D 委員会	F D 懇談会	F D 活動, 主な議題
平成 23 年 4 月度	4 月 5 日	4 月 13 日	年間 F D 実施計画 平成 22 年度教育活動報告書について
平成 23 年 5 月度	5 月 10 日 5 月 20 日	5 月 11 日	平成 22 年度の F D 活動報告書作成について 授業改善の状況について
平成 23 年 6 月度	6 月 7 日	6 月 8 日	授業アンケートについて 1 年生授業科目での指導の充実について
平成 23 年 7 月度	7 月 5 日	7 月 13 日	「授業アンケートに対する所感と対応」の点検 について ビデオのチェックによる授業の検討について
平成 23 年 8 月度	メール会議		成績評価の例外の承認について
平成 23 年 9 月度	9 月 6 日	9 月 14 日	成績評価総括の内容及びあり方の検討
平成 23 年 10 月度	10 月 4 日	10 月 12 日	平成 23 年度後期の F D 計画について
平成 23 年 11 月度	10 月 26 日	11 月 9 日	F D 懇談会の話題について (「到達目標の設定 と確認」, 「2 つのマインド, 7 つのスキル」 のカリキュラム上の実現の確認について)
平成 23 年 12 月度	11 月 30 日	12 月 14 日	授業評価アンケートの結果について 授業参観の実施状況について
平成 24 年 1 月度	1 月 4 日	1 月 11 日	共通到達目標の策定作業について
平成 24 年 2 月度	1 月 25 日	2 月 8 日	シラバスの記載方法, 一本化について (成績評価 等), 成績評価基準の統一化について
平成 24 年 3 月度	2 月 22 日	3 月 12 日	教育活動点検評価委員会規則の改正について 平成 23 年度講義の成績評価総括について シラバスへの成績評価の記載について

また、委員会については、毎回、議事要旨を作成しており、委員以外の教員もシラバス・システムを通じて随時閲覧可能にしている。

(1) 平成23年度司法政策研究科第5回FD委員会議事要旨

平成23年度司法政策研究科第5回FD委員会議事要旨

日時 平成23年7月5日(火) 16:30~16:45

場所 法文学部1号館1階小会議室

出席者 米田、緒方、紺屋、南

欠席者 采女、前田

(陪席者) 法文学部事務長・湊、事務長代理・森下、専門職大学院係長・宮崎、
係員・大塚、事務補佐・久木野

議 題

1. 「授業アンケートに対する所感と対応」の点検について

委員長から、「授業アンケートに対する所感と対応」の点検について諮られ、平成20年度前期より、FD活動全般の強化一環として、実施方法やその利用方法について再検討を行い、平成23年度の授業アンケート項目は、平成21年度後期から、授業内容の改善をより一層進めるため、法律基本科目や新司法試験の選択科目になっている授業科目のアンケート内容を抜本的に変更したものを継続して使用している等、説明があり、7月13日(水)開催のFD懇談会で、検討する旨が了承された。

2. ビデオのチェックによる授業の検討について

委員長から、ビデオのチェックによる授業の検討について諮られ、7月13日(水)のFD懇談会で、ビデオの撮影等について検討する旨が了承された。

3. 全学FD報告書について

委員長から、全学平成22年度FD報告書について諮られ、資料1に基づき説明があり、6月末が締切りのため提出した旨説明があり、種々意見交換の後、了承された。

4. その他

特になし。

(2) 平成23年度司法政策研究科第1回FD懇談会議議事要旨(抜粋)

第1回のFD懇談会では、定例活動、点検活動、年度計画、FD活動のスローガンが取り上げられた。議論が集中したのは、①「試験問題・出題趣旨アンケート」の回収率が悪い原因がどこにあるか、②「所感と対応」に関しては、アンケート結果の数値に対する反応のみではなくて、学習指導の視点を含むことが重要であること、③アンケート結果をみると授業評価は高いのに、それが定期試験の結果に結びつかないのはなぜか。ビデオ映像の有効な活用法を考えてはどうか、④「授業参観報告書」については、学生の受講姿勢にも注目すべきであること、⑤非常勤講師のFD活動への参画をどのように働きかけるかであった。その他、平成23年度も「授業と学修の協働改善」というFD活動のスローガンを踏襲すること、共通の到達目標を意識した授業計画案を作成することが必要であること、全学共通のFD報告書の作成準備について意見を交わした。

(2) 平成 23 年度の F D 活動についての学生へのメッセージ

本年度の F D 活動に際しては、最初に、学生に対し、次のようなメッセージを発信した（ニューズ・レター第 20 号〔5 月号〕から抄録）。

○ F D 活動の取組

大学の教育をより充実させるための活動は、F D 活動（ファカルティ・デベロップメント：授業改善活動）と呼ばれています。鹿児島大学法科大学院では、教育活動点検評価委員会（通称：F D 委員会）が中心となって、月 1 回教員全員での F D 懇談会でのディスカッション、授業アンケートの実施と分析・検討や結果の公開、授業ビデオの収録と分析・検討、授業参観、他の法科大学院の授業参観、弁護士会の教員研修などへの参加、みなさんと合同で新司法試験直後に出題された問題の分析検討会など実施しています。今年度最初の 4 月 13 日の F D 懇談会では、今年度のキャンペーン・スローガンや活動計画が検討されました。

○ キャンペーン・スローガン

今年のスローガンは、F D 活動を通じて、授業の改善とともに学生の学修の改善をも促して教員・学生ともどもレベルアップを図りたいという趣旨から、昨年度のスローガンである「授業と学修の協働改善」を継続して用いつつ、ロゴマークを使うなどして、その趣旨の徹底を図ることになりました。

○ アンケートの目的と内容

授業の充実、法曹になるための基礎的素養、すなわち、マインドとスキルを涵養するための教育の充実には欠かせません。それに向けての重要な情報を得るための機会であり有効なツールが「授業アンケート」です。

今年の授業アンケートは、各学期、法律基本科目と司法試験の選択科目については 3 回（「中間」、「最終」、「試験問題、出題の趣旨と採点のポイント」）、それ以外は「中間」「学期末」の 2 回実施されます。今学期は、6 月 30 日から 6 月 4 日を中心に、「中間」アンケートが実施されます。

本学の授業アンケートは、法曹に必要な基礎的素養を涵養することに向けての授業改善を目的としており、皆さんの個別の素朴な満足度や授業の感想・印象を知ることが目的としているわけではありません。客観的な視点から、法曹として身につけるべき基礎的素養、マインドとスキルを涵養する授業が実施されているかどうかを問うものです。この点で特に重要なのは、

【3】基本的な法的知識の習得、【4】法的思考能力、【5】事実の把握・分析する能力、【6】法的議論をする能力、【7】先例のない事案への創造的思考力の涵養、【8】法的文章作成能力の涵養、これらそれぞれについての授業での配慮や工夫についての設問です。これらの設問は、司法試験の出題及び出題の趣旨や採点実感等の記載内容に照らして作成されており、教員が授業で念頭に置くべき項目であるとともに、みなさんの学修でも意識すべき事柄になります。（回答すべき内容のイメージが掴みにくければ、是非司法試験の出題及び出題の趣旨や採点実感等の記載内容を確認して下さい）。

○ アンケートによる「協働改善」

アンケートの集計結果をもとに、教員はアンケートを受けての「所感と対応」という書面を作成し、集計結果とともにシラバス・システムを通じてみなさんにフィードバックされます。アンケートによって、教員は学生の状況を把握して授業改善を図るとともに、学生のみなさんはアンケート結果と教員からの「所感と対応」を参照して、教員の授業運営の意図などとみなさんの学修をあらためて点検して学修の充実を図り、貴重な授業時間の充実を実現しようとするものです。

なお、教員組織として、集計結果や「所感と対応」などを、先に紹介したFD懇談会において教員全員で点検し、ビデオ映像や授業参観による授業そのものの点検とともに分析・検討して、緊張感のある充実した授業の継続的な実現に取り組んでいます。

授業の改善，すなわち，「批判的検討能力，創造的思考能力，法的分析能力，法的議論の能力等を涵養する授業の実現」には，教員と学生の協働が不可欠であり，学生自らが，受身的な学習を脱して実践的・創造的な能力を旺盛に獲得していくという姿勢を確立することによってのみ，みなさんの未来を切り開けるものと信じています。

（FD委員長 米田 憲市）



4. 授業アンケート

（1）前年度までの成果

平成20年度前期より，FD活動全般の強化一環として，実施方法やその利用方法について再検討を行い，インターネットを利用した方法ではなく，あらためて個別授業で配布する実施方法を導入することとした。それにより，回答率の劇的な改善がなされ，よりよい授業をするための学生との双方向のやり取りの一部として一層有効に機能するようになった。

（2）平成23年度の授業アンケートの取り組み

平成23年度の授業アンケート項目は，平成21年度後期から，授業内容の改善をより一層進めるため，法律基本科目や新司法試験の選択科目になっている授業科目のアンケート内容を抜本的に変更したものを，継続して使用している。新たな内容のアンケートでは，法科大学院教育の基本に立ち戻り，法曹が具備すべき能力の涵養をふまえた教育をしているかどうか，という点に焦点を絞ることとしている。特に法律基本科目の授業では，司法試験で問われる法曹に必要な能力を涵養することは当然のことであり，アンケートでは，あらためてその点を意識することとしている。

質問項目は，下記のことからそれぞれを実現する授業となっているかどうかをたずねるものであり，下記のようなものである。

- 【1】受け身の学修姿勢の改善，緊張感のある授業
- 【2】学修意欲や学修上の興味や法曹を目指すモチベーションの喚起
- 【3】基本的な法的知識の習得
- 【4】法的思考能力の涵養
- 【5】事実を把握したり，分析する能力の涵養

【6】法的議論をする能力の涵養

【7】判例がない事案などに対応するための創造的思考力の涵養

【8】法的文章作成能力の涵養

【3】から【8】は、法務省のホームページで公表されている司法試験の問題、出題の趣旨、採点実感から抽出したものである。【1】と【2】は、それ以下を実現するための、全体として充実した授業にする工夫や取り組みがなされているかを点検することを目指している。

とりわけ、評価項目【4】【5】【7】【8】の能力は、全体として一体のものであり、分離には無理があるが、あえて教育・学修目標として意識的に分離したものである。いくつかの評価項目の意味を新司の審査委員ヒアリング概要を参考にしながら簡単に説明しておきたい。

なお、配当科目の学年、授業形式（講義、問題演習、総合問題演習）によって担当教員の各評価項目の重みづけが異なるので、評価を考える際には注意してほしい。

【4】法的思考力を簡単に表現すると、「具体的な事実即して抽象的な法原則を正確に理解して法規定を解釈適用する能力」である。所与の紛争を解決するための法規範を発見し、法的構成をして結論を導き出す能力である。「規範の発見」「事実の当てはめ」「結論」という法的三段論法と表現されるが、その内容は多少複雑である。新司のヒアリング概要で、「当事者の主張から法的な問題点を発見する能力」、「当事者の望むところを的確に法的に構成する能力、それと不可分であるそうした法的構成にとって意味のある事実を過不足なく拾い出す能力、それから相手方の主張の問題点、中心的な争点を明らかにする能力」と表現されている実務家としての必須の能力を包含するものである。

【5】事実を把握・分析する能力は、提示されている具体的事実を注意深く分析し、基本的知識を正しく用いて評価し判断をする能力を意図している。過失を例にとると、具体的事実が過失の認定判断に働くかどうか、その理由を説明する能力を意味する。

【7】創造的思考力という表現は、「未知の問題について考察する能力」、「より高度な問題にも取り組もうとする姿勢」を意図している。新司において、「基本的な理解を基盤として、自らの考察を展開する」、「その場（受験会場）で考える必要がある問題であり、習得した基本的知識に基づいて、自ら考え、妥当な結論に至り、（論理的に整合性のある論述をする）」ために必要な能力を意味する。

【8】法的文書作成能力は、「論じるべきことを論理的かつ明快に構成した文章で表現する能力」を意味する。しかし、たんなる答案作成能力を意味するものではない。基本的な問題についての着実な理解をすること、掘り下げた考察するという実務家的姿勢を前提として、それを明確に表現する能力、論理的に一貫した叙述をする能力を意味する。表層的に理解した判例を絶対視して結論の妥当性を考慮しない文章に陥ったり、論理的に矛盾した構成やあり得ない法的解釈をしたりすることは避けねばならない。

（3）各教員による独自の質問項目の設定（平成23年度後期における試行）

平成23年度後期においては、上記の質問項目に加えて、各教員が科目ごとに独自の質問項目を設定し、各自が独自に行っている授業改善の効果を確認したり、各科目の個性に応じた学生の反応を聴取することを試みた。

具体的には、アンケート解答用紙に「各教員の自由設定項目」の回答欄2つを用意したうえで、アンケート実施時に教員が質問項目を2つまで、板書ないし掲示する。学生はその質問に対応する回答を解答用紙に記入し、他の質問項目と同様の手順で集計して教員に示される。

平成 23 年度前期までの成果をベースに、後期において新たに試行したものであるが、FD 懇談会における反省においては、個々の授業改善に参考となるピンポイントのデータが得られるとして前向きな意見が多く出された。

各教員による自由設定項目の例

民事訴訟法 B

- ・授業後にシラバス掲示の問題を再考したとき、回答に至るプロセスに思い至り、その論理の展開を組み立てることができたか

刑事訴訟法 B

- ・現在の自分の力を前提として、予習・受講・復習を通じて用いる教材として指定した基本書は、（もちろん高度であるが）難解すぎるとまではいえないか。

刑事訴訟法問題演習

- ・今年度の方針として、扱う領域を広げずに、捜査・訴因・証拠法に絞って特定の分野を繰り返し扱った。このことによって「法的思考方法」や「具体的事実の処理の仕方」をじっくり身につけることを目指したが、他面においては、授業内において幅広い論点に触れる機会を逃しているともいえる。以上を前提として、今年度の上記授業方針は、自分の学修にとって有益であったか。

（３）アンケートの実施方法

授業アンケートは、通常期に開講している講義の場合、15 回の講義が 7 回程度まで進出した中間期に 1 回、講義の最終回で 1 回の、合計 2 回実施している。集中講義については、講義途中での改善の取り組みが困難と思われるため、最終回の講義の 1 回のみ、アンケートを実施している。平成 21 年度後期からは、これに加えて、試験問題と試験後に公表される「採点のポイント」についてのアンケートを実施するようになっており、その取り組みも継続している。

アンケートの実施は、実施回にあたる授業において、教員に授業時間を 5 分程度縮めるなどの工夫を依頼し、アンケート用紙の配布を教員が行って学生に対して回答の協力を依頼、回収は原則としてその時間の休み時間に事務担当者が行い、院生自習室にも提出ボックスを設けている。その結果、回収率は総じて高いと評価することができ、受講者全体の傾向を把握したうえで、具体的な指摘の意義を判断できる、十分な情報を得られるようになっている。

（４）アンケート結果の公表と授業改善へのフィードバック

アンケートの集計結果を、シラバス・システムの各科目のページを通じて学生に対して開示するとともに、平成 21 年 12 月より発行しているニュース・レターにその総括的評価を示すことにより、よりよい授業づくりに向けた学生との双方向のやり取りのサイクルの一部となるように位置づけている。

(5) アンケート結果

平成23年度前期および後期のアンケート結果の概要は以下のとおりであった。

平成23年度前期(中間)授業評価アンケート 集計結果一覧 回収率 83. 82%

平成23年度前期[中間]授業評価アンケート 択一部分平均点一覧表【法律基本科目、新司法試験選択科目】										
	【1】緊張感のある授業になるような工夫	【2】法書を目指すモチベーションが高まるような工夫	【3】基本的な法的知識を習得するための工夫	【4】法的思考能力を涵養するための工夫	【5】事実を把握・分析する能力を涵養するための工夫	【6】法的議論をする能力を涵養するための工夫	【7】創造的思考力を涵養するための工夫	【8】法的文章作成能力を涵養するための工夫	1-8平均	
選択肢	1/2/4/5	1/2/4/5	1/2/4/5	1/2/4/5	1/2/4/5	1/2/4/5	1/2/4/5	1/2/4/5		
1年次対象A	3.6	3.9	3.2	3.3	3.3	3.4	3.6	2.3	3.3	必修
1年次対象B	4.4	3.8	3.8	4.3	3.8	3.5	3.8	3.0	3.8	必修
1年次対象C	4.2	3.8	3.9	3.9	4.0	3.2	3.3	3.3	3.7	必修
1年次対象D	4.9	4.7	4.6	4.6	4.9	4.4	4.9	4.4	4.7	必修
平均	4.3	4.1	3.9	4.0	4.0	3.6	3.9	3.3	3.9	
2年次対象A	4.0	4.0	3.6	4.3	3.9	4.6	4.4	3.7	4.1	必修
2年次対象B	4.3	3.9	4.0	4.0	4.1	3.3	4.1	4.0	4.0	必修
2年次対象C	4.0	4.0	4.0	4.0	3.3	3.3	3.3	3.3	3.7	必修
2年次対象D	4.7	3.6	4.7	4.6	4.2	4.0	3.0	3.0	4.0	必修
2年次対象E	4.5	4.2	4.2	4.5	4.5	4.2	4.3	4.0	4.3	必修
2年次対象F	4.7	3.7	4.3	4.4	4.3	4.0	4.6	4.1	4.3	必修
平均	4.5	3.9	4.3	4.4	4.1	3.9	3.8	3.6	4.0	
3年次対象A	4.4	4.3	4.1	4.1	4.3	4.3	4.1	4.3	4.2	選択必修
3年次対象B	5.0	4.0	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	選択必修
3年次対象C	4.5	4.8	4.2	4.7	4.5	4.2	3.5	3.5	4.2	選択必修
3年次対象D	4.8	4.5	4.2	4.5	4.5	4.5	4.0	4.5	4.4	選択必修
3年次対象E	4.0	4.4	4.2	4.2	4.6	4.6	4.6	4.6	4.4	選択
平均	4.5	4.4	4.3	4.4	4.5	4.5	4.2	4.3	4.4	

(注)非常勤講師による科目、民法A、民法Bは授業進行との関係で除外。

平成23年度前期(最終)授業評価アンケート 集計結果一覧 回収率 82. 38%

平成23年度前期[最終]授業評価アンケート 集計結果一覧【法律基本科目・司法試験選択科目】

			【1】この科目は、緊張感のある授業になったか な工夫が授業内外でされていきましたか 【2】この科目は、法書を指すモチベーション が高まるような工夫がなされていきましたか 【3】この科目は、基本的な法的知識を習得する ための工夫がなされていきましたか 【4】この科目は、法的思考能力を涵養するた めの工夫がなされていきましたか 【5】この科目は、事実を把握したり分析する能 力を涵養するための工夫がなされていまし たか 【6】この科目は、法的議論をする能力を涵養す るための工夫がなされていきましたか 【7】この科目は、創造的思考力を涵養するた めの工夫がなされていきましたか 【8】この科目は、法的文章作成能力を涵養する ための工夫がなされていきましたか 【9】この科目は、シラバスの講義計画をも とて、学生の理解度を確認しながら進めら れていましたか 【10】この科目は、質問等について、適切な対応 はありましたか 【11】あなたは、基本的な法的知識の習得度が向 上しましたか 【12】あなたは、法的思考能力が向上しましたか 【13】あなたは、問題となっている事実の把握や 分析する能力が向上しましたか 【14】あなたは、法的議論をする能力が向上しま したか 【15】あなたは、創造的思考力が向上しましたか 【16】あなたは、法的文章作成能力が向上しま したか 【17】あなたは、主体的かつ緊張感のある取り組 みをしましたか 【18】この科目では、モチベーションが高まるこ とがありましたか 【19】この科目は、最も時間と労力をかけた科目 でしたか 【20】課題等に対して、積極的に取り組みました か 【21】予習には毎回どれくらいかけましたか 【22】復習には毎回どれくらいかけましたか 【23】この授業評価アンケートについての「所感 と対応」を読みましたか 【24】「(一)23」の質問で「4」を選択し、学修の方 の振り返り(一)を改善しましたか																							
公法系	A	1	3.6	3.5	3.1	3.4	3.6	3.5	3.3	3.4	3.6	3.5	3.4	3.2	3.7	3.0	3.2	2.7	3.0	2.9	2.5	3.5	2.1	2.1	3.6	3.7
	B	2	4.3	3.9	3.6	4.0	4.0	4.0	3.8	4.1	4.1	4.4	3.6	4.0	4.0	3.9	3.9	3.8	3.8	3.8	4.3	3.0	2.1			
	C	3	4.3	4.5	4.4	4.4	4.5	4.5	4.5	4.6	4.5	4.6	4.4	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3	3.9	4.3	2.5	2.5				
民事系	A	1	4.4	4.3	5.0	4.9	4.3	4.4	3.4	4.6	4.6	4.9	4.7	4.6	4.1	4.1	3.7	3.4	4.6	4.6	4.1	3.9	2.9	2.9		
	B	1	4.8	4.7	4.9	4.9	4.7	4.4	4.4	4.3	4.6	4.8	4.7	4.4	4.3	4.1	4.0	4.0	4.7	4.7	4.4	4.1	3.1	2.5		
	C	1	4.4	3.8	4.2	4.2	4.2	3.5	4.2	3.5	3.9	4.4	3.8	3.5	3.5	3.3	3.5	3.6	4.3	3.7	4.3	4.5	3.0	2.6	3.6	3.3
	D	2	4.1	4.1	3.9	4.1	4.2	4.2	4.4	4.1	3.4	4.3	3.7	3.7	3.7	3.9	3.7	3.7	3.8	3.8	4.0	4.0	3.1	3.2	3.6	2.9
	E	2	4.5	4.0	4.0	4.5	4.0	3.0	4.0	4.5	4.0	4.5	4.0	4.0	3.5	3.0	3.0	3.5	4.0	4.0	3.5	3.5	2.5	2.5		
	F	2	4.6	4.0	4.8	4.8	4.2	4.0	4.2	4.0	4.4	4.4	4.8	4.6	4.4	4.2	4.0	4.0	4.4	4.2	3.8	3.6	2.6	2.8	3.2	3.3
	G	2	4.5	4.5	4.5	4.7	4.2	4.2	4.5	4.7	3.8	4.0	3.8	4.3	4.2	4.0	4.2	4.2	3.7	3.8	4.2	4.2	3.5	3.2	3.3	3.2
	H	3	5.0	4.7	4.7	4.7	5.0	5.0	4.7	5.0	4.7	4.7	4.7	5.0	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	2.7	2.7	4.0	4.0
	I	3	4.7	4.7	4.7	4.7	4.9	4.7	4.7	4.4	4.7	4.7	4.7	4.6	4.6	4.4	4.6	4.4	4.6	4.4	4.3	1.7	2.6	3.1	3.6	
刑事系	A	1	4.0	3.5	4.1	2.9	3.9	2.4	2.8	2.8	3.5	4.6	3.8	3.2	3.6	3.0	2.9	3.0	4.0	3.2	3.5	4.4	3.0	2.5	3.6	3.1
	B	1	4.9	4.9	4.6	4.9	4.9	4.5	4.3	4.6	4.9	4.9	4.6	4.6	4.8	4.5	3.8	4.4	4.6	4.8	4.5	4.5	3.0	2.8	3.4	3.6
	C	2	4.6	4.0	4.4	4.4	4.0	4.0	4.5	4.0	4.4	4.6	4.2	4.2	4.2	3.8	3.8	4.0	4.6	4.2	4.6	4.8	3.8	3.6	3.2	3.3
	D	3	5.0	5.0	4.8	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	4.8	4.8	5.0	4.7	3.5	2.8	3.3	4.0
選択科目	A	3	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	3.3	3.3	3.0	3.3	2.7	4.3	4.7	3.3	4.7	4.7	3.7	4.0	3.3	4.0

平成23年度前期[最終]授業評価アンケート 集計結果一覧【法律基本科目・司法試験選択科目以外】

			【1】	【2】	【3】	【4】	【5】	【6】	【7】	【8】	【9】	【10】	【11】	【12】	【13】	【14】	【15】	【16】	【17】	【18】		
			か教員は講義を時間通り行っていましたか	か教員の話（声の大きさや話すスピード等）は聞き取りやすかったですか	教員の説明はわかりやすかったですか	講義に際して、教員の準備は十分にできていましたか	講義の進度は適切でしたか	（「5」の質問で1、2解答者のみ）なぜ、講義の進度が適切でないと思いましたが	講義は、シラバスの講義計画に沿って行われていましたか	講義は、学生の理解度を確認しながら進められていましたか	質問等について、適切な対応はありませんか	双方向・多方向の講義でしたか	講義内容の水準は適当でしたか	（「11」の質問で1、2解答者のみ）なぜ、講義内容の水準が適当でないと思いましたが	日常の学修のなかで、この科目にどれくらいの時間を割きましたか	シラバス等で提示された課題は適切かどうか	講義の予習はどれくらいでしたか	講義の復習はどれくらいでしたか	この講義で予定されている到達度に、この講義中に自分が達しているか	この講義の方法や内容は、この科目で自分が到達したいレベルに達するために効果的でしたか		
		配当 年次						遅い	速い					簡単	高度							
その他	A	1	2.8	3.6	3.0	3.0	3.8		1	4.6	3.4	3.8	4.0	3.8		1	1.8	3.0	1.6	1.4	3.6	2.8
	B	1	3.1	3.7	2.6	3.1	3.0	1	2	3.1	3.3	3.7	4.3	3.0	3	3.3	2.2	3.3	2.0	3.0	3.0	
	C	3	4.0	4.0	4.7	4.7	4.7			4.7	4.7	4.7	4.7	4.7		2.5	4.7	2.3	2.3	4.0	4.7	
	D	3	4.0	4.0	4.6	4.7	4.6			4.7	4.7	4.9	4.6	4.6		2.4	4.3	2.5	3.0	4.0	4.5	
	E	3	4.0	4.0	4.8	4.9	4.9			4.9	4.9	4.8	4.9	4.8		1.8	4.3	1.6	1.5	3.0	4.0	
	F	3	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0			4.9	5.0	5.0	4.9	4.9		2.0	4.3	1.4	1.4	3.7	4.6	

平成 23 年度後期（中間）授業評価アンケート 集計結果一覧 回収率 95. 41%

平成23年度後期（中間）授業評価アンケート（法律基本科目＋新司法試験選択科目）

配当年次	履修者数	提出者数	【1】緊張 感のある 授業になる ような工夫	【2】法曹を 目指すモチ ベーションが 高まるような 工夫	【3】基本 的な知識を 修得させる ための工夫	【4】法的 思考力を 涵養する ための工夫	【5】事実を 把握・分析 する能力を 涵養する ための工夫	【6】法的 議論をする 能力を涵養 するための 工夫	【7】創造 的思考力を 涵養する ための工夫	【8】法的 文書作成 能力を涵養 するための 工夫	【1】～【8】 平均	科目特性
1年次	8	8	4.0	3.9	4.0	4.0	4.3	4.0	3.8	4.4	4.0	必修
	6	6	1.7	2.2	2.0	1.7	1.7	1.5	2.0	1.5	1.8	必修
	7	7	5.0	4.9	5.0	4.7	4.4	4.3	3.9	4.3	4.6	必修
	6	6	3.3	3.2	3.8	3.3	3.3	2.7	2.3	2.7	3.1	必修
	6	5	4.4	4.0	4.2	4.6	4.6	4.4	4.2	4.6	4.4	必修
	7	7	4.6	4.4	4.9	4.6	4.0	3.6	4.3	4.1	4.3	必修
	8	8	4.6	3.8	4.3	3.8	4.4	3.1	3.4	3.3	3.8	必修
	7	7	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.3	4.6	4.3	4.7	必修
(1年次配当科目平均)			4.1	3.9	4.1	3.9	3.9	3.5	3.5	3.6	3.8	
2年次	7	6	4.3	3.8	4.3	4.2	4.2	3.8	3.8	4.5	4.1	必修
	6	6	4.5	4.3	4.5	4.5	4.5	4.3	4.2	4.5	4.4	選択
	5	4	4.5	4.5	4.8	4.8	4.5	4.5	4.8	4.8	4.6	選択
	4	4	4.5	4.3	4.3	4.5	4.5	3.0	3.3	4.5	4.1	必修
	5	5	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	選択
	7	6	4.5	4.3	4.0	4.3	4.5	4.3	4.8	4.5	4.4	必修
	4	4	4.8	4.3	4.3	4.8	4.5	4.0	4.3	4.8	4.4	選択
(2年次配当科目平均)			4.5	4.3	4.4	4.5	4.4	4.1	4.2	4.6	4.4	
3年次	3	3	4.3	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	選択必修
	5	5	4.6	4.6	4.6	4.6	4.8	4.6	4.8	4.6	4.7	選択
	5	4	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	選択必修
	3	3	4.0	4.0	4.3	4.3	4.3	3.0	2.0	2.7	3.6	選択
(3年次配当科目平均)			4.4	4.3	4.4	4.4	4.4	4.0	3.8	3.9	4.2	

(注)学生は、各項目について、1(そう思わない)、2(どちらかといえばそう思わない)、4(どちらかといえばそう思う)、5(そう思う)で評価をしている。3(どちらともいえない)は選択肢にはない。

平成 23 年度後期（最終）授業評価アンケート 集計結果一覧 回収率 85. 43%

平成23年度後期[最終]授業評価アンケート 集計結果一覧【法律基本科目・司法試験選択科目】

			【1】この科目は、緊張感のある授業になるように工夫が授業内外でされていますか	【2】この科目は、法曹を目指すモチベーションが高まるような工夫がなされていますか	【3】この科目は、基本的な法的知識を習得するための工夫がなされていますか	【4】この科目は、法的思考能力を涵養するための工夫がなされていますか	【5】この科目は、事実を把握し分析する能力を涵養するための工夫がなされていますか	【6】この科目は、法的議論をする能力を涵養するための工夫がなされていますか	【7】この科目は、創造的思考力を涵養するための工夫がなされていますか	【8】この科目は、法的文章作成能力を涵養するための工夫がなされていますか	【9】この科目は、シラバスの講義計画をもとに、学生の理解度を確認しながら進められているか	【10】この科目は、質問等について、適切な対応がなされていますか	【11】あなたは、基本的な法的知識の習得度が向上しましたか	【12】あなたは、法的思考能力が向上しましたか	【13】あなたは、問題となっている事実の把握や分析する能力が向上しましたか	【14】あなたは、法的議論をする能力が向上しましたか	【15】あなたは、創造的思考力が向上しましたか	【16】あなたは、法的文章作成能力が向上しましたか	【17】あなたは、主体的かつ緊張感のある取り組みをしましたか	【18】この科目では、モチベーションが高まることがありましたか	【19】この科目は、最も時間と労力をかけた科目でしたか	【20】課題等に対して、積極的に取り組みましたか	【21】学習には毎回どれくらいかけましたか	【22】復習には毎回どれくらいかけましたか	【23】中間授業評価アンケートについての「所感と対応」を読みましたか	【24】「（23）の質問で「4」を受けた方への「所感と対応」を改善しましたか
公法系	A	1	4.5	4.5	4.3	4.5	4.3	4.3	3.3	4.7	4.3	4.7	4.3	4.2	4.2	3.8	3.3	4.3	4.3	3.3	4.7	3.0	3.0	3.6	4.0	
	B	1	2.0	2.0	1.8	1.5	1.5	1.5	1.8	1.8	2.7	3.5	2.5	2.3	2.5	2.2	2.0	1.8	3.0	1.8	2.5	1.7	2.5	2.3	4.0	
	C	2	4.3	3.9	4.6	4.3	4.1	4.0	4.0	4.9	4.6	4.7	4.3	4.1	4.1	3.7	4.1	4.4	4.0	4.3	3.4	4.4	2.4	3.3	3.0	3.3
	D	2	4.6	4.8	4.8	5.0	5.0	4.8	5.0	4.6	4.8	5.0	4.4	4.4	4.4	3.8	4.0	3.8	4.2	4.6	3.4	3.8	2.8	2.0	2.0	—
	E	3	4.5	4.5	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	5.0	4.5	4.5	4.0	4.0	3.5	3.5	3.5	4.0	4.0	4.0	3.5	4.0	2.5	2.5	3.0	4.0
民事系	A	1	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.4	3.9	4.4	4.7	5.0	4.6	4.6	4.1	4.3	3.9	4.1	4.7	4.6	4.0	4.3	2.6	3.1	3.1	4.0
	B	1	4.9	4.9	4.9	4.9	4.4	4.7	4.4	4.0	4.6	5.0	4.9	4.7	4.4	4.3	4.1	4.1	5.0	5.0	4.1	4.3	2.4	3.6	2.9	4.0
	C	1	4.3	4.0	4.3	4.2	3.8	3.0	3.8	4.2	4.0	4.5	4.0	3.3	3.8	3.5	3.3	4.2	4.3	4.2	4.2	4.7	3.2	3.2	3.0	4.0
	D	1	5.0	4.3	3.8	4.8	4.8	3.8	3.5	3.7	2.8	4.7	4.0	4.3	4.5	3.7	3.7	3.2	4.7	4.0	4.2	3.5	3.5	3.5	3.0	3.3
	E	1	5.0	4.8	5.0	5.0	5.0	4.5	4.7	5.0	4.8	4.8	4.7	4.7	4.5	4.0	4.0	4.7	5.0	4.8	4.7	5.0	3.5	2.7	3.0	3.3
	F	2	4.3	4.2	4.5	4.5	4.5	4.3	4.3	4.2	4.3	4.5	4.2	4.2	4.2	4.2	3.8	3.5	4.2	4.3	4.0	4.2	2.8	2.8	3.3	3.0
	G	2	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	5.0	5.0	4.5	4.5	4.5	4.5	4.0	4.0	4.5	4.5	4.0	4.5	2.0	3.5	2.5	1.5	3.0	4.0
	H	2	4.5	4.3	4.3	4.5	4.3	4.3	3.5	4.3	1.8	3.5	3.8	4.0	4.0	3.5	3.5	4.0	4.3	4.3	3.5	3.0	3.0	2.8	3.0	4.0
刑事系	A	1	4.6	3.9	4.5	3.8	4.4	3.4	3.6	3.8	4.5	4.8	4.1	3.6	3.6	3.1	3.3	3.6	4.8	3.8	4.6	4.8	3.5	3.0	3.3	3.6
	B	1	5.0	4.6	4.9	4.8	4.8	4.5	4.5	4.8	4.8	5.0	4.6	4.6	4.4	3.8	4.0	4.6	4.9	4.7	4.3	4.9	3.4	3.1	2.9	3.5
	C	2	4.8	4.8	5.0	4.8	5.0	4.8	4.8	4.0	4.8	4.8	4.5	4.5	4.3	4.0	4.5	4.5	4.8	4.8	4.0	4.8	3.3	2.5	3.0	4.0
	D	2	4.3	4.3	4.3	4.3	4.5	4.0	4.5	4.8	4.3	4.8	4.5	4.5	4.5	3.8	4.3	4.3	4.5	4.3	4.8	4.8	3.5	3.0	3.3	4.0
	E	3	4.3	4.3	4.3	4.7	5.0	4.7	4.7	4.7	4.3	4.7	4.0	4.0	3.7	3.3	3.7	4.0	4.0	4.0	4.7	5.0	3.0	2.0	2.7	4.0
選択科目	A	2	4.5	4.0	4.5	4.3	4.5	4.3	4.5	5.0	5.0	4.8	4.3	4.3	4.5	3.8	4.5	4.8	4.0	4.3	3.8	4.8	2.8	3.0	4.0	4.0
	B	2	4.0	3.3	3.7	4.3	4.3	4.0	3.3	4.3	3.0	4.3	3.7	4.0	4.0	4.0	3.7	4.0	3.7	4.0	4.0	4.0	1.3	3.3	3.0	4.0

平成23年度後期[最終]授業評価アンケート 集計結果一覧【法律基本科目・司法試験選択科目以外】

		【1】教員は講義を時間通り行っていましたか		【2】教員の話し方は聞き取りやすかったですか	【3】教員の説明はわかりやすかったですか	【4】講義に際しては、教員の準備は十分にできていましたか	【5】講義の進度は適切でしたか	【6】（5）の質問で1、2の両方とも当てはまる場合は、遅い、速い		【7】講義は、シラバスの講義計画に沿って行われていましたか	【8】講義は、学生の理解度を確認しながら進められていましたか	【9】質問等について、適切な対応はありましたか	【10】双方向・多方向の講義でしたか	【11】講義内容の水準は適当でしたか	【12】（11）の質問で1、2の両方とも当てはまる場合は、簡単、高度		【13】日常の学修のなかで、この科目にどれくらいの時間を割きましたか	【14】シラバス等で提示された課題は適切かどうかおもいますか	【15】講義の予習はどれくらいでしたか	【16】講義の復習はどれくらいでしたか	【17】学期中に自分自身で定めている到達度と、この講義で定めた到達度に達しているかどうか	【18】この講義の方法や内容は、この科目のために効果的でしたか
その他	A	1	3.0	4.0	4.8	4.8	4.8			3.5	4.8	4.8	4.5	4.8			2.3	3.5	1.3	2.5	4.0	4.3
	B	1	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0			4.8	4.8	5.0	4.8	5.0			1.8	4.2	1.8	1.2	3.2	4.4
	C	2	4.0	4.0	4.8	4.8	4.8			2.2	4.4	4.6	4.2	4.6			2.4	3.2	1.6	2.8	3.6	4.4
	D	3	4.0	4.0	4.9	4.9	4.7			4.9	4.7	4.9	4.9	4.7			2.8	4.4	2.0	2.4	2.9	4.0

授業評価アンケート〔最終〕（法律基本科目）の項目は、いずれも法曹にとって必要なマインドと技術を教員・学生が共に自覚することを求めている。しかし、〔教員の取組〕に関する【1】から【10】までと、〔学生の成果、学生の取組〕に関する【11】から【22】までとはアンケートの性質が異なる。後者〔学生の取組〕は、学生自らの学修を振り返ることを目的としている。項目の評価は、5段階であるが、【1】から【9】までは、3（ふつう）という欄はない。むりやり、そう思う（4評価）、そう思わない（2評価）に振り分けてもらっている。【1】から【9】までの平均値の目標は、3. 5である。もちろん、平均値 5 に近づくほどよいとは思わ

れる。万人向けの授業方法・技術というものはそうないだろうが、各項目5に近い数値の授業も少なくはない。学生の満足度がかなり高いことを意味している。

また【1】から【10】までの項目は、いずれも法科大学院で学ぶべきスキルを示しているが、その内容の達成は、カリキュラムの進行に応じて段階的に実現するものでもある。前期および後期のアンケート結果を全体として見渡すと、各分野とも、1年次配当の講義科目においては、【3】基本的な法律知識の獲得、【4】法的思考能力などの数値が高く、2年次から3年次の問題演習科目及び総合問題演習科目においては、【6】法的議論、【7】創造的思考、【8】文書作成能力の数値が高くなっている。おおむね、各教員とも各科目の段階的な到達目標を考えて授業内容を構成していることがうかがえる。懇談会では、このようにしてすでに授業運営に内在し、学生とも共有されつつある段階的な到達目標をシラバス等の記載においてさらに明確化していくことが次年度以降のテーマとなることを確認した。

なお、学生による授業評価、その数値を教員が鵜呑みにすることは、教育の本質からしてありえない。本学では、アンケートのみならず、教員相互の授業参観、そして参観報告書の提出・回覧の方法で、教育の質は別途、教員組織によって授業の質の点検を実施している。

前期及び後期の授業評価一覧表をみると、例年のことながら、1年次科目の数値は科目ごと、項目ごとにぶれがある。教員の授業スタイルと学生の学修姿勢とが上手く適合していないことが影響しているように思える。2年次になると、同一教員同一学生でも数値は上昇し、適切と考えられる範囲内に収まる。これも授業と学修の「協働改善」を反映しているように感じる。

また、アンケート結果を受けて、教員の側は「所感と対応」を示し、そこで自らの教育技法を語り、授業への取組方への提言もしている。本年度のアンケートでは、新たに、項目【23】【24】を設けて、教員の所感と対応（中間アンケートに対するもの）が読まれているか否か、それを受けて学修の見直しをしたかどうかを聞いた。この2つの項目は、はい（4評価）といいえ（2評価）である。たとえば、【24】で、9名の回答者のうち、7名がはいと答え、2名がいいえと答えると、平均数値は、3.6となる。【25】は前の質問でははいと答えた者のみが回答する。はい、学修の取組を改善したと3名が回答し、いいえ、と回答した者が4名だと、平均数値は2.9となる。【24】は4に近づくほど、教員と学生とのコミュニケーションが成立していることを意味し、【25】は4に近づくほど、教員の所感と対応が受講学生に説得力を持ったことを意味しよう。

さて、教員が重視しているのは、【21】【22】の予習復習の時間数である。数値がそのまま時間数である。4時間以上予習にかけたとすれば、数値は4である。各科目の特性にもよるが、基本的な知識を定着させ多少の応用力も身につけるための予習復習に6時間程度は要すると思われるなら、合計数値が6.0以上になると教員からの自学自修の働きかけが順調なことを意味するので、教員としてはほっとする（予習復習を要せずに法曹としての技能を涵養できる授業はそうないであろうから。）

（参考）平成23年度授業アンケート〔前期・最終〕〔法律基本科目・司法試験選択科目用〕

アンケートの目的：このアンケートは、授業改善を目的として、教員の授業技法の効果や、みなさんの学修状況を把握するためなどに、実施されるものです。ご協力をお願いします。

アンケートの扱い：アンケートは回収後、次のように扱われます。

- (1) 回収したアンケート原本は、事務担当者が集計を行うためのみに利用し、担当教員には開示しません。
- (2) 事務担当者は、すみやかに担当教員に集計結果と自由記載欄の記載一覧を提供し授業改善に役立てるとともに、さらにそれを月1回開催している直近のFD活動で全教員に配布し、授業方法・技術の検討の参考にします。

(3) 以前に同一教員が当該科目の担当をしている場合、履修登録までに、シラバスシステムに前回のアンケート結果として開示します。

科目名	
担当教員	

Ⅲ 教員の取り組み

〔学生の主体性の確保〕

【1】この科目では、授業中に学生が受け身の姿勢でいないようにしたり、緊張感のある授業になるような工夫が、授業内外でなされていたか。

そう思う ← 5 4 2 1 → そう思わない

【2】この科目では、学修意欲や学修上の興味が喚起されたり、法曹を目指すモチベーションが高まるような工夫がなされていたか。

そう思う ← 5 4 2 1 → そう思わない

〔総合的な能力の涵養〕

【3】この科目では、学生が基本的な法的知識を習得するための工夫がなされていたか。

そう思う ← 5 4 2 1 → そう思わない

【4】この科目では、学生が法的思考力を涵養するための工夫がなされていたか。

そう思う ← 5 4 2 1 → そう思わない

【5】この科目では、学生の実事を把握したり分析する能力を涵養するための工夫がなされていたか。

そう思う ← 5 4 2 1 → そう思わない

【6】この科目では、学生が法的議論をする能力を涵養するための工夫がなされていたか。

そう思う ← 5 4 2 1 → そう思わない

【7】この科目では、判例がない事案や判例と異なる主張が必要な場合などに対応するための、創造的思考力を涵養するための工夫がなされていたか。

そう思う ← 5 4 2 1 → そう思わない

〔法律文書作成能力の涵養〕

【8】この科目では、法的文章作成能力を涵養するための工夫がなされていたか。

〔その他〕

【9】この科目は、シラバスの講義計画のもとに、学生の理解度を確認しながら進められていましたか。

そう思う ← 5 4 2 1 → そう思わない

【10】質問等について、適切な対応はありましたか。

そう思う ← 5 4 2 1 → そう思わない

Ⅳ 学生の成果

〔総合的な能力の向上〕

【11】あなたは、この科目によって、基本的な法的知識の習得度が向上しましたか。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【12】あなたは、この科目によって、法的思考能力が向上しましたか。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【13】あなたは、この科目によって、問題となっている事実の把握や分析する能力が向上しましたか。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【14】あなたは、この科目によって、法的議論をする能力が向上しましたか。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【15】あなたは、この科目によって、判例がない事案や判例と異なる主張が必要な場合などに対応するための、創造的思考力が向上しましたか。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

〔法律文書作成能力の涵養〕

【16】あなたは、この科目によって、法的文章作成能力が向上しましたか。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

〔学習の取り組み状況〕

【17】この科目の授業時間に、主体的かつ緊張感のある取り組みをしましたか。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【18】この科目では、学修意欲や学修上の興味が喚起されたり、法曹を目指すモチベーションが高まることができましたか。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【19】この科目は、日常の学修のなかで、最も時間と労力をかけた科目でしたか。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【20】シラバスに掲出された課題等に対して、積極的に取り組みましたか。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【21】この科目のための予習には、毎回どれくらいかけましたか。

1. 1時間未満 2. 1時間以上 2時間未満 3. 2時間以上 3時間未満 4. 3時間以上

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【22】この科目のための復習には、毎回どれくらいかけましたか。

1. 1時間未満 2. 1時間以上 2時間未満 3. 2時間以上 3時間未満 4. 3時間以上

【23】中間授業評価アンケートについての「所感と対応」を読みましたか。

はい ← 4 2 → いいえ

【24】（【23】の質問で「4」と答えた方にお聞きします。）授業評価アンケートについての「所感と対応」を受けて、学修の取り組みを改善しましたか。

はい ← 4 2 → いいえ

【25】下記の項目の中で、授業について、【受講生全体の観点あるいは客観的視点から、授業の目的を達成するために見直して欲しい項目】があれば、丸で囲んで下さい。

特に指摘することがなければ、【24】に進んで下さい。

時間通りの授業進行 【遅れてくる/延長が多い】

話すスピード 【早すぎ/遅すぎ】

講義の進度 【早すぎ/遅すぎ】

講義の水準 【易しすぎ/難しすぎ】

㊤要望・意見

【26】これまでの質問内容を含め、この講義につき、授業の充実に向けての要望等を、ボックス内に記載してください。また、【1】～【10】で「1」をつけた人は、その理由をより具体的に記載して下さい。書ききれない場合、余白や裏面も利用してください。

㊤入学年度・単位修得状況

【27】入学年度を記入して下さい。

年度

【28】前学期までに修得した単位数をお聞きます。それぞれ記入して下さい。

必修科目	単位
選択必修科目	単位
選択科目	単位

御協力、ありがとうございました。

（６）「授業評価についての所感と対応」

授業アンケートの集計結果とアンケートへの教員からのフィードバックは、アンケート結果と合わせて、「授業評価についての所感と対応」として、科目ごとにシラバス・システムに掲載され、授業の中でも言及される。また、この結果の検討により、授業のやり方などの調整がなされた。

また、集計結果は教員全員に配布され、月１回、教授会のあとに開催されるＦＤ懇談会の主題とされ、結果の点検と改善に向けた議論を行った。

①授業アンケート（前期・中間）に対する所感と対応

担当教員： 齋 藤 善 人

科目名： 民事訴訟法問題演習

	教員の重視度 ／科目特性	アンケート結果	所 感 と 対 応
【１】受け身の学修姿勢の改善、緊張感のある授業	A	4.5	
【２】学修意欲や学修上の興味や法曹を目指すモチベーションの喚起	C	4.2	学修意欲や法曹へのモチベーションの喚起について、意識して授業を組み立てる、あるいはそのような観点から格別な言及をしないとといった配慮はしていないのが実状。かような動機付けは、実務家の先生方の授業において摘示されるのが、最も有効かつ適切であろう。授業の方法として、即日起案を多用するなど、受講生にとっては時として過大な負担を強いることにもなるが、授業設計者側の意図を十分に斟酌され、学修を継続されたい。
【３】基本的な法的知識の習得	B	4.2	本授業は、民訴の基礎理論教育の第２段階として、前学期の「民事訴訟法Ａ／Ｂ」で既に修得した基礎的な法知識を用いての問題演習を旨とする。応用的色彩を帯びた事例問題の検討や、即日起案、レポート課題を組み合わせた授業設計だから、本来、基本的な知識の修得に格別に意を用いてはいない。ただ、起案後の検討／講評等に際し、知識を再確認する部分はあるかもしれない。あくまでも、副産物であるが…。

【４】法的思考能力の涵養	B	4.5	本項目も、本来は基礎理論教育の第１段階を担う「民事訴訟法Ａ／Ｂ」の授業において、重視すべきものだが、本授業の場での応用的事例問題の検討や、起案の考察に際して、法的に思考すること／既構築済みの基礎的思考回路を抜きにすることはありえないことから、かような評価になったものと思われる。ただし、これも授業の結果生ずる副産物だろう。
【５】事実を把握したり、分析する能力の涵養	B	4.5	具体的な事実を把握し、分析する力は、民訴の応用教育の段階で修得されるものとする。直接的には、「民事訴訟実務の基礎」等の実務系科目ならびに「民事法総合問題演習」といった科目の学修内容が相俟って、かような能力が涵養されよう。その意味では、本授業は必ずしもこの項目を射程に入れているわけではないが、事例問題での演習であり、設問中で事実関係を動かした問いかけなどが含まれることもある。そういった点が評価に繋がったのではないか。
【６】法的議論をする能力の涵養	A	4.2	演習問題や起案課題への回答のためには、自己の考えを整理し、纏め上げる作業が必然。そのためには、自己の考えを他者に対して説明し、場合によっては他者を説得するなど、他者との議論を通じて醸成する過程を経るのが有効と考える。かかる観点から、この授業では本項目を重視する意図があるのだが、必ずしも思うような評価が得られたとはいえないのではないか。もう一段の改善の余地があるだろうか。とともに、受講生各位にも、自分の回答を構成し、肉付けする作業を徹底されることを期待したい。
【７】判例がない事案などに対応するための創造的思考力の涵養	C	4.3	本授業は、民訴の基礎理論教育の第２段階を担うものであり、その際、判例の正確な分析・把握を前提としている。ただ、判例を検討する場合に、その射程距離の及ばざる範囲を明らかにしたり、事実関係が動いたときに援用可能性があるかを考察したりする必要があることがある。この点で、創造性のある思考に係わるのかもしれない。ただ、かような学修目標に到達するのは、民訴の応用教育の段階、具体的には、「民事訴訟実務の基礎」や「民事法総合問題演習」等の科目の学修を経由してというのが本来である。
【８】法的文章作成能力の涵養	A	4.0	本授業で重視している項目。このアンケートの時点で、即日起案を２回、レポートを１回実施。だが、評価結果としては、意図したところとは乖離している。他の履修科目との兼ね合いもあろうが、即日起案に対応するための学修に相当程度の力を割けないということでは、心許ない。

総括&自由記載欄へのコメント

全体を鳥瞰すると、相当程度前向きな評価であるかのような外観を呈している。ただ、授業設計者側の意図するところと、評価との間に若干の齟齬が見受けられる。本授業が目的とするのは、正確な知識の修得やそれに基づく思考過程のトレーニングを第一義とした「民事訴訟法A/B」の学修を受けて、さらに民訴の基礎を確立すべく、問題演習と起案等の作業の反復により、回答に繋がる思考回路をプレゼンテーションでできること。かかる認識から、項目【6】と【8】を重視する。そうすると、項目【6】の評価は、選択肢5が3名、選択肢4が2名、選択肢2が1名であるが、これは設計者側の意図と十分合致しているだろうか。法的な議論を展開する効用は、自己の考えを咀嚼して整理し、他者に明確に伝わるように、時として他者を説得するように、回答を構成するトレーニングになる点にあらう。したがって、その前提には、項目【4】の法的思考回路の構築がある。してみると、項目【4】の評価は、選択肢5が3名、選択肢4が3名であり、これに連動して、【6】の結果になったものとも考えられようか。もう1つの重視項目たる【8】は、選択肢5が2名、選択肢4が3名、選択肢2が1名であり、こちらの意図とするところとまったくかけ離れている。設計者側としては、実のところ、【6】で涵養される能力を回答用紙上に表現することが【8】に繋がるものと考えており、受講生各位にあっても、かような意識で授業に参加されることを期待したい。

ニュース・レター21号から)

②授業アンケート（後期・最終）に対する所感と対応

担当 教員：南 由介 科目名： 刑法 A		教員の 重視度 科目特 性	アンケ ート結 果 中 間	アンケ ート結 果 最 終	所 感
A 授業の 雰囲気 作り	【1】教員による受け身の学修姿勢の改善、緊張感のある授業	A	4.6	4.6	質問を多用することによって、緊張感のある授業を、中間期に引き続き維持できたものを思われる。意欲等については、数値が若干上向いたが、値は依然高くない。重要論点に関する議論を厚くするなどし、学生に考えさせることによって、向上を図りたい。
	【2】教員による学修意欲や学修上の興味や法曹を目指すモチベーションの喚起	A	3.8	3.9	
B 涵養 すべき 能力	【3】教員による基本的な法的知識の習得への配慮	A	4.3	4.5	【3】 【4】 【5】については、中間期とほぼ同じ結果であった。法的思考能力の涵養について評価が低い、法的思考能力とは意識して身につくというよりは、むしろ、多くの判例を読み、それぞれの学説を考え、それを通して知らず知らずのうちに身につくものであって、実感が湧かない部分もあらう。一方、【6】 【7】 【8】に
	【4】教員による法的思考能力の涵養への配慮	A	3.8	3.8	
	【5】教員による事	B	4.4	4.4	

	実を把握したり、分析する能力の涵養への配慮				については、向上がみられるが、法的議論をする能力の涵養については、判例の趣旨を意識して丁寧に指摘した点が値を押し上げたものと思われる。また、法的文章作成能力の点については、中間時以降にレポートの添削を行ったこと、また、法的文章を作成するにあたっての構成の説明を適宜説明したことが評価をされたものと思われる。もっとも、本講義ではそれらは主たる目的でないことから、3点台である点は、相応の結果と考える。
	【6】教員による法的議論をする能力の涵養への配慮	C	3.1	3.4	
	【7】教員による判例がない事案などに対応するための創造的思考力の涵養への配慮	C	3.4	3.6	
	【8】教員による法的文章作成能力の涵養への配慮	C	3.3	3.8	
C 学生への配慮	【9】計画的授業進行と学生の理解度への配慮			4.5	授業では、ほぼ全ての論点を丁寧に扱ったことから、理解度が深まったものと思われる。
	【10】学生からの質問への対応			4.8	
D 学生の成果認識満足度	【11】基本的な法的知識の習得度の向上の成果	A		4.1	法的思考能力の涵養成果について、結果が低い点は、先に述べたことがあてはまるものと思われる。【13】～【16】までの結果は、3点台であって低いものとなっているが、1年次においては、基礎学力を涵養することが第一であり、基本的な法的知識の習得が向上したとの結果が4点台であることは、担当者の意図するところである。
	【12】法的思考能力の涵養成果の向上の成果	A		3.6	
	【13】事実を把握したり、分析する能力の涵養の向上の成果	B		3.6	
	【14】法的議論をする能力の涵養の向上の成果	C		3.1	
	【15】判例がない事案などに対応するための創造的思考力の涵養の向上の成果	C		3.3	
	【16】法的文章作成能力の涵養の向上の成果	C		3.6	

E 学生 による 取り組 み状況	【17】 学生自身は主 体的／緊張感ある取 り組みをしたか			4.8	学生は概ね能動的に学修したことが伺える。法 科大学院では、予習をし、分かるところ、分 からないところを自分で考えて授業に臨み、そし て疑問点を解決する態度が重要であると考え る。考える力が新司法試験では重視されており、 一人前の法曹になるために考えて学修する態度 が必須だと思われるからである。アンケート結 果からは、学生のそのような態度が垣間見える。
	【18】 学生自身のモ ティベーション向上 の度合い			3.8	
	【19】 学生のこの科 目の重視度			4.6	
	【20】 課題等への取 り組み度合い			4.8	
	【21】 予習にかけた 時間			3.5	
	【22】 復習にかけた 時間			3.0	
	【23】 「所感と対応」 を読んだか			3.3	
	【24】 「所感と対応」 を読んで、学修への 取組を改善したか			3.6	
		0	1	2	
F 学生か らの見 直しの 要望 (件数)	【25】 時間通りの進 行（0 無記載／1 遅 刻／2 延長）	4	0	4	【25】 における延長の点は弁解の余地もない。 もっとも、延長した時間帯については、自由に 退出しても構わない旨、告知しており、学生に とって利益を害する延長であったとは考えてい ない。
	【26】 話すスピード （0 無記載／1 遅／2 速）	8	0	0	
	【27】 講義の進度（0 無記載／1 遅／2 速）	8	0	0	
	【28】 講義内容の水 準（0 無記載／1 易／2 難）	8	0	0	

自由記 載欄	【29】授業充実への 要望（自由記載欄）	レジュメについては、多少分かりづらい箇所もあると思われる。ある程度修正をしたい。もっとも、レジュメは、講義においてメモをとり、あるいは、判例を開いて確認する時間を省くために配布しているものであって、そのままの形で学修用に配布しているものではない。各自、自分の学修スタイルに合ったレジュメに修正（線を引く、あるいは、補足する等）し、利用して頂きたい。延長の点については、退出しても構わない旨、再三述べており、問題はないと考える。これに対し、延長部分についてフォローはあるのかとの指摘があるが、時間通りに終われば、そもそもそれらの（あるいは授業時間内になされている論点の）解説を省かなければならず、結局はそれらの箇所は自習に任されることになる。重要な論点の解説が聞きたいとの主張がある一方で、時間内に終わることを要求しているが、これは矛盾である（時間内に重要論点を扱い、延長部分でそうでない箇所を扱うべきだとの主張も成り立ち得るが、講義の進行上、重要論点が最後に来ざる得ないことも多々ある）。このような個人的事情に配慮することを担当者は是としない（なお、フォローについては、希望があれば担当者はいくらでも時間を割いて対応するつもりである。もっとも、そのような相談を受けたことは一切なかった）。
-----------	-------------------------	--

（７）「試験問題、出題の趣旨と採点のポイント」の学生アンケート

当研究科は、成績評価の客観性・厳格性を確保するため、「成績評価総括」（試験問題・出題趣旨・採点のポイント（解答例を含む）、成績分布表）を学生に開示し、かつ試験答案の複本を学生に確実に返還するシステムを採用している。このための諸規則・申合せも作成している（「鹿児島大学大学院司法政策研究科の進級要件の申合せ」（平成 21 年 1 月 14 日教授会決定）、「成績評価に関する申合せ」（平成 20 年 12 月 10 日教授会決定）、「定期試験答案の保管に関する申合せ」（平成 17 年 11 月 24 日教授会決定）、「司法政策研究科における試験答案等の取扱いに関する申合せ」（平成 22 年 2 月 10 日教授会決定）など）。なお、法律基本科目に関しては、厳格な成績評価を担保するため、「定期試験点数分布表」・「成績評価の根拠資料」を作成している。

このシステムを十全に機能させるために、平成 22 年度から、「学期末試験、出題の趣旨/採点のポイント」のアンケートを実施している。しかしこのアンケートの回収率は低い。平成 23 年度前期の回収率は 15. 24%であった（平成 23 年度後期については、本報告の作成時点においてもなお回収中）。このため、有意な分析はしにくい状況にある。回収率が低い原因は、試験結果の発表後に、学生自身が出題趣旨や解答例を下に改めて学習をしないと回答できないという性質をもっていること、また成績評価基準が明瞭に示されるため学生の満足度が比較的高いことにあるように思われる。しかし、回収率の低さは試験問題を出題趣旨・採点のポイント・解答例を含めて見直しするという姿勢が学生に欠けていることを意味している可能性もあり、危惧される。学生には、当研究科が提供するあらゆる機会・ツールを逃すことなく勉学に励む姿勢が求められる。

①試験答案の複本返却時に公表される出題趣旨の例

出題趣旨と解答のポイント(憲法A)

(出題趣旨)

授業で扱った「箕面市忠魂碑訴訟」の事例を使って、地方公共団体と宗教とのかかわりをどのように考えるか、について解答させる設問である。実際に裁判となり、第1審は違憲、控訴審・上告審は合憲と見解が分かれた事例であり、それほど難しい問題ではないと思う。結論を「合憲」として公金支出を適法としてもよし、「違憲」として公金支出を違法としてもよし。ただし、答案で重視したのは、「参考資料」等でこれまでの歴史や経緯が書かれているのだから、そこからできるだけ自分の結論を正当化する事実を見つけだすことができたかどうかである。

最高裁が審査基準としては「目的・効果」基準を採用していることは最低限の知識として知っていることを前提として、この「目的」「効果」を、いろんな事実からどのように認定するかが問われる。しかし、この「目的・効果」基準をしっかりと説明できている答案は少なかった。ここは、市側の主張あるいは私見で、「目的・効果」基準、その「あてはめ」ができていないと高得点になりません。

参考資料の中に、建設業者が「脱魂式」「入魂式」をしたことが書かれていましたので、市が業者の行為を放置した違法性を争うという主張をたてて、それに対する市側の主張、私見を書いていた答案が複数ありました市が、この儀式に公金を援助した事実があればともかく、住民訴訟(公金の不当な支出を問題にする)では、むずかしいのでは。市側とすれば、業者が工事の安全等を考慮して、私的に執り行ったもので、市側とは無関係と主張するでしょう(実際、テレビなどをみていると、公的施設の建設にあたって、「鍬入れ」式みたいなことをやっている事例も多いのですが、津市地鎮祭訴訟の効果もあって、市側がその式の資金を負担していることはないようです)。むしろ、この事実は、違憲を主張するさいに、忠魂碑が宗教的な性格をもっていることを立証するために使える事実なのではないでしょうか。

(答案の構成案)

1, Xの主張

住民訴訟なので、公金支出および市有地の無償貸与が憲法20条1項, 3項, 及び89条に違反しているという主張をする。政教分離原則が問題なのだから、Xは、「厳格分離」原則の考え方、あるいは「目的・効果」+「過度の関わり合い」基準などを使って、公金支出および市有地の無償貸与がこの原則・基準からして違憲であることを述べる。

2, 市側の主張

市側として、一番説得的な主張は何か、を考えてみてください。公立学校の運動場の拡大、及び戦没者遺族に対する支援(遺族年金などの同様)という目的は宗教的なものでなく、公行政の実施という世俗的な目的としてなされ、効果としてもあくまで戦没者遺族に対する支援という非宗教的な効果を有するに過ぎないのだから、憲法89条, 20条に違反しないと主張する。

3, 私見,

ここでは、自分の考えにしたがい、基準→あてはめ→結論と説明してください。

「目的・効果」基準を使って、説明するのが普通の方法でしょう。

(感想)

最高裁の結論を知っていたせいか、合憲とした答案が多かったのですが、合憲とするなら「参考資料」等で書かれている忠魂碑の宗教的な性格等をどれだけ否定して、合憲とする結論を導き出しているのか、その説得力がどれだけあるかで加点・減点しました(合憲だから減点したことはありません)。しかし、あまりうまく説明できている答案はありませんでした。今回、「A」評価の答案はありませんでした。

総体的には、「遺族会は宗教団体ではない」ということで合憲ともってくる答案が多くて、おそらく最

高裁判決にしたがってなにしろ書かなくてはと感じたのだらうなと思いました。第1審判決は、遺族会の非宗教性もみとめつつ「本件忠魂碑は、現実の取扱い方からみても、忠魂碑自体のもつ社会的評価の点からみても、右のような宗教上の観念に基づく礼拝の対象物となっており、宗教上の行為に利用される宗教施設であるというほかはない。」として違憲としました。合憲とする側は、こうした事実認定に対して、宗教的施設でないとする主張を正当化する事実を見つけだしてください。その主張がいきすぎて、忠魂碑は公共の施設だと説明していた答案もありましたが、戦前ならいざしらず、現憲法の下では、それは通らないでしょう。こういう答案を書くと、減点されてしまいます。

それなら、むしろ違憲判決で書いた方が書きやすかったかも。

試験問題を出してみても感じたことですが、毎年8月に靖国神社への大臣の参拝が話題になりますが、新聞で読んだことないですか。みなさんの答案を読んでいると、そういう事柄についてほとんど関心がない人が多いんだということが伝わってきました。憲法の場合は、社会で話題になっている事案が多いので、日頃から新聞等で憲法のどういう争点が社会的な問題になっているか、関心をもって読んでおく習慣をつけておくことも重要です。日頃から、そういう記事を読んで「人権感覚」を養っておくことは、弁護士になってからだけでなく、憲法の答案作成にも役立ちます。

【採点のポイントの記載例：刑事訴訟法A】

◇第2問 配点50点

配点50点のうち、法解釈の展開に20点、事実への適用に20点、文章全体の構成・表現（論理的な文章）に10点を配置した。

接見指定の適法性が問われた第2問については、まず、適用条文（刑訴法39条3項）を明らかにしたうえで、そこから指定の要件（①捜査のため必要であること、②防禦の準備を不当に制限しないこと）を抽出しなければならない。そのうえで、各要件をどのように解釈すべきかを明らかにする。その際、接見指定の要件については、すでに最高裁の判例が固まっており、下級審も含めた法運用が固定的になされている以上、それを前提に議論を進めることになる（この点は、レポート執筆において指示したのと同様である）。

まず、①捜査のため必要であることについては、最判平成3年5月10日民集45巻5号919頁、最大判平成11年3月24日民集53巻3号514頁などによって、取調べの中断等により捜査に顕著な支障が生ずる場合で、具体的に現に被疑者を取調中、あるいは、取調べの間近で確実な予定があるときなどに限定されるとの立場（準限定説）の立場が明らかになった。そこで、本件においてもこの規範に従って、Xの取調べ状況となど具体的な事情を考慮することになる。接見申し入れの時点において、その20分後に取調べの開始が予定され、15分後には身柄を取調室に移す旨の指示が出ていた。また、実際にその予定のとおり、取調べは開始されている。これらの具体的な事実を挙げながら、取調べの間近で確実な予定があったことを肯定することになる。

次に、②防禦の準備を不当に制限するものであるか否かについては、最判平成12年6月13日民集54巻5号1635頁が参考になる。この事案では、被疑者が逮捕後、弁護人となろうとする者との初回の接見を求めている場合には、その防禦上の重要性に鑑みて、「即時または近接した時点での接見を認めても接見の時間を指定すれば捜査に顕著な支障が生じるのを避けることが可能かどうかを検討し、これが可能であるときは、…（略）…比較的短時間であっても、時間を指定した上で即日または近接した時点での接見を認めるべき」だとしており、可能であるのにこれが認められないとすれば、防禦の準備を不当

に制限することになると判示した。

これを前提に本件をみると、本件のC弁護士も、Xと最初の接見を求めているものである。そして、取調べの経過を見ると、接見の申し入れをした時点では、間近な予定こそあるものの、いまだ取調べは開始しておらず、身柄もまだ取調室へ移されていない。

そうだとすれば、取調べの開始予定を遅らせて接見を認めることも可能であろう。また、取調べは6時に終わって夕食時間が予定されているのだから、接見の日時をこの時間帯に指定することも可能である。夕食後にも取調べの予定があったとしても、結局は捜査官の都合により中止されたのであるから、たとえば接見を優先したために夕食の時間が延びてその後の取調べの開始が遅れたとしても、捜査の顕著な支障とは言えないだろう。このように考えれば、本件における接見指定は、防禦の準備を不当に制限するものとみることができ、本件の指定は刑訴法39条3項但し書きに違反するものとして、違法と結論づけるのが妥当であろう。

ところで、本件のC弁護士は、確かにXとの初回接見を希望している。しかし、事案をみると、X自身は、すでに派遣された当番弁護士との面会を済ませており、その際、被疑者として基本的なアドバイスは、すでに得ていたとみることもできよう。さらに、平成12年判例が逮捕後の初回接見であったのに対し、本件でのC弁護士は、裁判官による勾留質問等を経て、勾留された後に接見を求めている。こうした事案の違いは、平成12年判例の論理を本件事案に適用するうえで、何らかの意味をもつであろうか。結論としては、C弁護士にとっての初回接見の意義の大きさは変わらないであろうから、本件も平成12年判例と同様に考えることができるだろう。ただ、こうした事実の違いを指摘したうえで、それでもなお平成12判例の射程内に本件事案があることを論証したうえで判例法理を引用することができれば、その答えは極めて高く評価される。2通ほどあった。

【3】採点を終えて／成績評価雑感＜民事訴訟法問題演習＞

1)試験の得点分布をみると、37点が1名、36点が2名、35点が2名、34点が1名、30点が1名。受験者7名中6名が80%を超える得点であり、この試験結果だけをみると、相当程度の学修成果が達成されたかの観を呈している。また、プロセス評価も高く、授業現場での検討議論への積極的な係わり方や、問いかけに対する回答内容から、各受講生に加点した。反面、ある程度の得点が想定されたレポートについては、予想に反して低調だったといえよう。17点が1名、16点が2名、11点が3名、9点が1名。さらに、即日起案は苦戦したようである。23点が1名、18点が1名、16点が1名、13点が2名、10点が2名。とくに、1回めの起案（一部請求と弁済の抗弁）と5回目の起案（共同訴訟人の1人がした本訴請求の認諾と中間確認請求の放棄の処遇）は、全体的に不出来だった。日程によっては他の科目の起案やレポートと重複することがあったようであり、十分な準備ができなかったとの事情があったにせよ、即日起案は、事前に電子シラバス上に、出題範囲を示して実施する形態だったのだから、率直に言って残念な結果であった。

2)この科目の履修によって、受講生各位にとっては、もう「民事訴訟法」を冠した名称の科目はない。科目として民事訴訟法を単独で学修する機会は、この科目が最後であり、後は受講生各位の自学自修に委ねられる。もちろん、2年次後期配当の「民事訴訟実務の基礎A」、3年次前期配当の「民事法総合問題演習A」、3年次後期配当の「民事訴訟実務の基礎B」といった科目を通じて、民事訴訟法についても、その学修の仕上げの段階に入るのであるが、基礎理論教育にそれ程の時間を割くことはないだろう。その意味で、受講生各位には、改めて、条文／テキスト／百選を中心に、基本的理解を磐石なものとし、それを切に希望したい。

②「試験問題，出題の趣旨と採点のポイント」に対するアンケートの内容

平成 23 年度 後期

「学期末試験」「出題の趣旨／採点のポイント」についてのアンケート

〔法律基本科目・司法試験選択科目用〕

アンケートの目的：このアンケートは，授業改善を目的として，教員の授業技法の効果や，みなさんの学修状況を把握するためなどに，実施されるものです。ご協力をお願いします。

アンケートの扱い：アンケートは回収後，次のように扱われます。

- （１）回収したアンケート原本は，事務担当者が集計を行うためのみに利用し，担当教員には開示しません。
- （２）事務担当者は，すみやかに担当教員に集計結果と自由記載欄の記載一覧を提供し授業改善に役立てるとともに，さらにそれを月 1 回開催している直近の FD 活動で全教員に配布し，授業方法・技術，良質な教材の作成のための検討の参考にします。
- （３）以前に同一教員が当該科目の担当をしている場合，履修登録までに，シラバスシステム上に前回のアンケート結果として開示します。

注 意：教育方法の検討の便宜から，学修状況についての質問などが入っていますが，記載したくない部分は，空欄でも結構です。科目名，担当教員名は，必ず記載してください。

科目名

担当教員

〔試験について〕

【１】試験問題は，講義内容を発展させて，回答できるものでしたか？

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【２】回答時，試験問題は，下記の項目をどの程度重視したもので思いましたか？

○基本的な法的知識や体系的理解を重視。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

○法的思考能力を重視

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

○事案の事実を把握したり分析する能力を重視

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

〔「出題の趣旨／採点のポイント」について〕

【３】「出題の趣旨／採点のポイント」は，それを利用することで，答案をより良いもの書き直すことができるものでしたか。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【４】これまでの質問への回答に際して，より正確に伝えたいことがあれば書いて下さい。【１】～【３】で「１」をつけた人は，その事情をより具体的に記載して下さい。（書ききれない場合，次ページや裏面も利用して下さい。）

（参考）鹿児島大学大学院司法政策研究科における試験答案等の取扱いに関する申合せ（平成 22 年 2 月 10 日教授会決定）

この申合せは、鹿児島大学大学院司法政策研究科における学生の成績開示請求及び異議申立てに関する規則（平成 22 年司研規第 1 号）第 7 条の規定に基づき、試験答案等の取扱いに関し、必要な事項を定める。

第 1 試験答案等

この申合せで規定する試験答案等とは、学期末試験、追試験、再試験及び最終試験（論述試験）の答案とする。

第 2 試験答案の返却等

（1）試験答案は、成績発表後速やかにその複本を、当該学生に返却するものとする。

（2）試験問題（学期末試験、追試験、再試験及び最終試験（論述試験））、出題趣旨、採点基準は、成績発表後速やかに公表するものとする。

第 3 試験答案の管理

（1）授業科目担当教員は、試験成績提出期限から 1 週間以内に、試験答案原本を文書管理担当者に引き継ぐものとする。ただし、本学の非専任教員については、この限りではない。

（2）授業科目担当教員が、学生指導上、試験答案の複本を必要とするときは、当該教員の責任において複写を行ったうえで研究室において管理する。

（3）授業科目担当教員が、試験答案原本を文書管理担当者に引き継いだ後、当該原本が必要となったときは、文書管理担当者から受領し、使用後はすみやかに返還するものとする。

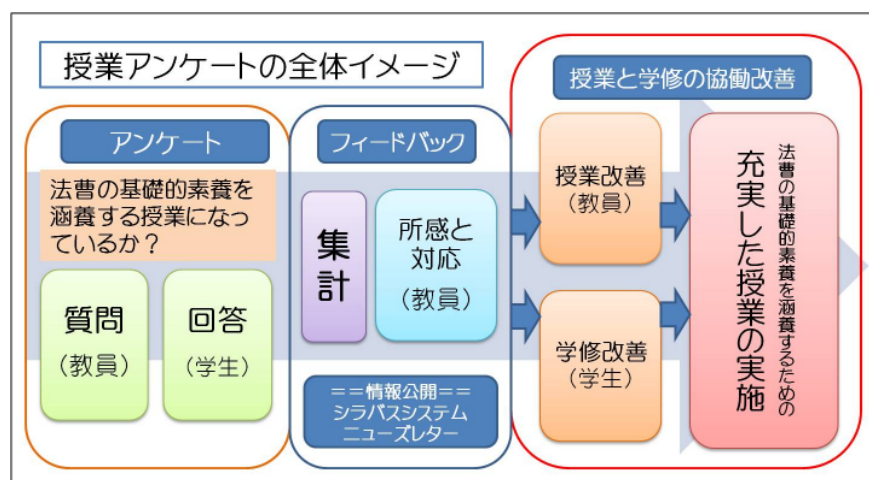
附則

この申し合わせは、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

（8）PDCAを意識した「授業と学修の協働改善」

授業改善の取り組みは、継続的に実施することに意味があるが、それは教員のみではなく共通の目標に取り組んでいる学生の取り組みも重要な要素となる。本学の授業アンケートを中核とする取り組みでは、教員の授業技術や内容の改善のみならず、学生の学修改善にもPDCAのサイクルを意識できるよう、授業アンケートの取り組みの全体像をニュース・レターなどに紹介し、問題意識の喚起に努めている。

【授業アンケートの全体イメージ】



5. 授業公開／授業参観

(1) 授業公開／授業参観などの取り組み

アンケートを用いたコミュニケーションのほかの授業改善の取り組みには、①公開授業・授業研究の実施、②授業参観の実施、③連携授業の取り組みや研修・プロジェクトへの参加などの取り組みなどがある。平成 21 年度以来、映像配信システムを利用することによって、学内であれば随時、自らの授業や他の教員の授業を視聴でき、より多くの授業を、効率的に見ることができるようになっている。

(2) 公開授業／授業研究の実施

公開授業と授業研究は、公法系、民事系、刑事系、実務系、基礎法・隣接科目系から、各 1 科目程度を公開授業対象科目として指定し、専任教員全員が授業参観を行う。公開授業はビデオに収録され、欠席教員にも DVD に収録されたものが配布され、それを視聴の上で、FD 懇談会に参加している。

後日、定例の FD 懇談会の時間に、当該公開授業についての授業研究が実施され、担当教員の所感、他の教員からのコメントを素材に、授業改善のための検討が行われている。平成 21 年度に、焦点があてられた点として、学修効果の面から見た授業方法と予習・復習の関係、学生の認識における予習・復習負担と学修効果の検討、基礎科目・演習科目・総合問題演習といった各レベルの科目での成績評価のあり方、ソクラティック・メソッドの効果的な採用方法などを挙げることができる。

(3) 授業参観の実施

当研究科では、各教員は毎学期 1 回以上の授業参観をすることが義務づけられている。公開授業として実施することもあるが、参観者の任意の時間帯に授業を参観してもよいことになっている。授業を参観した際は、授業参観報告書を提出することとなっており、毎学期、授業参観報告書は 1 本にまとめた上で全教員に配布される。

平成 23 年度前期は 22 通(九大の授業参観報告書 3 通を含む)、後期は 11 通(九大の授業参観報告書 1 通。本報告作成時点において継続回収中)の授業参観報告書が提出されている。

①鹿児島大学法科大学院授業参観報告書 報告者 前田 稔

参観日時 及び時限	平成 23 年 6 月 6 日 4 限		
授業担当者	小 栗 實 教授		
授業科目名	公法総合問題演習 A		
対象学年	3 年	受講学生数	8 名
教室	総合教育研究棟 201 号教室		
講義内容の概要	在外日本人国民審査権確認等請求事件に関する演習問題の検討		
教材・授業の進め 方・課題・学生の 反応等、気が付い た点	前回の講義において実施された演習問題について、関連する最高裁判例、直近の東京地裁判決についての検討を加え、国民審査に関する憲法条文等法令に関する院生の理解を図ると共に、裁判所の判断のポイントにつき院生との間における質問、応答を通じて院生の思考能力の涵養をはかる講義となっている。 又、院生の作成した答案について、個々の院生毎に問題点を指摘し、選挙権と国民審査権との相違点、又、国民投票権との相違点等の理解を深めさせ、具体的にどのような技術的問題（投票方式）が内在し、憲法問題となっているのかを修得させる講義方式である。院生の応答内容からも、講義について十分な理解をしていることが窺えた。		
授業参観を行って 参考になったこと。	院生の応答に対し、その主張に問題点が存在する場合でも、直ちに排斥することなく、その法的根拠等を質問することにより、院生自らに自己の主張の問題点を気づかせる講義であり、この点については、実務家は、通説・判例以外の考え方については厳しくその問題点を指摘する傾向があるのではないかと自戒するところであり、大変参考になった。又、院生の独自の視点からの主張についても、種々の考え方があることを前提として、やさしく指導をしておられるという印象を受けた。		
その他（授業参観 に関するご意見、 ご感想等を自由に お書きください。）	講義用資料として最高裁判例、直近の東京地裁判決のみならず、院生の憲法問題に対する興味を喚起する目的ではないかと思われるが、南日本新聞等に掲載された君が代起立命令に関する最高裁の合憲判断についての新聞記事を配布する等している点は、院生が社会的な動きに関心を持つことなく学修に埋没することを避ける為に必要であると感じた。これは、私の講義で、指宿市内で発生した2項強盗殺人に関する質問を院生にしたところ、院生は新聞を読んでおらず、どのような事案であるのか、何が問題であるのかということを全く理解していないということに気づいた場面があり、今後は、講義に際し、資料として新聞記事を配布し、院生に興味を抱かせることによる学修内容との連動を図りたいと思う。		

②鹿児島大学法科大学院授業参観報告書 報告者 米田 憲市

参観日時及び 時限	平成23年11月14日 1限		
授業担当者	土居正典教授		
授業科目名	行政法A		
対象学年	1 年	受講学生数	6 名
教室	201 号教室		
講義内容の概要	「行政計画」 ・ 行政計画の意義 ・ 計画の機能 ・ 行政計画の事後統制 ・ 計画の変更と信頼の保護		
教材・授業の進め方・ 課題・学生の反応等、 気が付いた点	担当者の作成した資料が授業の始めに配られ、それに基づいた説明を主に授業が進行する。 今回（1から6回まで）の授業では、「回答者」が予め決められており、その学生を中心に担当者とのやり取りがなされていた。 担当者が「双方向」「授業進行のメリハリ」「動機付け（司法試験との関連性など）」等に配慮していることはうかがわれた。 ただ、一般的・抽象的な説明を簡潔にし（配布資料に委ねる）、個別の判例を学生とともに分析・検討する時間を増やすなど、より緊張的な授業にするための工夫の余地はあるように感じられた（後ろから見たかぎりでは、学生の動き：チェック・メモ・検索がやや少ないように思えた）。		
授業参観を行って参考 になったこと。	資料が良く準備されている。 授業開始前の話題として、「予備試験」問題についても触れられていた。		
その他			

各教員は、この授業参観と他の教員による自己の授業参観報告書を通して授業改善に役立っている。

平成20年度以降は、各科目毎学期1回のビデオ撮影の義務化など新たな取り組みを始めた。他人または自己の授業ビデオを視聴しての授業改善も試みている。

(4) ビデオ映像のサーバー発信

平成 21 年度以来、平成 20 年度末に導入したビデオ映像の配信サーバーに、従前収録していたビデオをアップロードするとともに、各学期 1 回の映像収録を義務づけ、FD 活動に活用している。

アップロードされている映像は、教室の背後からの教員のパフォーマンスの映像だけではなく、前方から学生のパフォーマンスを収録し、そのふたつを編集したものである。このことによって、授業全体の緊張感、授業そのものの進行の工夫の効果を把握することができる。これを用いて、より多くの授業の事情を教員組織全体として把握し、授業改善に役立てることができる。

【自己の授業ビデオ視聴報告書】 報告者 齋藤 善人

参観日時及び 時限	平成 23 年 6 月 9 日（木）4 限		
授業担当者	齋藤 善人		
授業科目名	民事訴訟法 A		
対象学年	1 年	受講学生数	13 名（履修者 12 名，聴講者 1 名）
教室	総合教育研究棟 201		
講義内容の概要	電子シラバス「講義計画と記録」のページ，第 9 講【訴えの利益(1)】に掲載のケース 1 につき，Q1-1（遺言無効確認の訴えの利益）の考察・検討課題。まず，「訴えの利益」概念につき，総論的に概観。広義の訴えの利益（請求適格）／狭義の訴えの利益（権利保護の利益）。前者に関し，「法律上の争訟」の復習。次に，「確認の利益」につき，その定義と判定基準を明らかに。後者の 1 つについて，簡単な事例で具体的に考察。2 つめの基準につき，原則的な考え方（確認対象は現在の法律関係）を指摘。これに関連して，「事実の確認」を認める 134 条に言及。さらに，「過去の法律関係」に関し，最判昭和 45. 7. 15／百選 A10 の法廷意見と補足意見を検討。以上の考察を踏まえて，Q1-1 へ。そこでは，主に，最判昭和 47. 2. 15／百選 23 の評価を議論。		
教材・授業の進め方・ 課題・学生の反応等， 気が付いた点	タイムスケジュール的には，上記「講義内容の概要」に照らすと，①「訴えの利益」の総論的概観の部分で 12 分程度，②「確認の利益」の定義や 1 つめの判定基準で 16 分程度。ここまでで講義開始からおよそ 30 分。③「確認の対象」に関し，原則的な考え方とその例外についてで 15 分ほど。④最判昭和 45 に 15 分程度。ここまでで開始からおよそ 1 時間。残りの時間で，⑤最判昭和 47。そして，①～⑤のテーマ毎に，主に 1 人ずつ（計 5 名），質疑応答で進行。それぞれ，定義等の初歩的な事項の確認から始まって，順次応用発展的な問いや，派生的な問いへ。一問一答的に推移するのではなく，1 人に対して，様々な問いを発することで曖昧な部分の自覚を促したり，理解の至らざる部分を明らかにしつつ，他の受講生にも示唆を与える狙い。それゆえ，ある程度の時間がかかることはやむを得ないし，沈黙が支配する状況も生じ，スムーズな授業進行とはならない懸念もある。その原因の一端が，受講生各位の授業に対する準備不十分にあることは言を俟たない。ただ，今回の授業ビデオを見る限り，かような懸念は杞憂の感。①～⑤の 5 名（関連質問を含めると 6 名か）は，問いかけに対し相応の回答を示しており，著しく逸脱した論旨も見受けられず，授業の進行としても，		

	ある程度整理され、流れがあったのではないかと。確かに、今回の授業は、「訴えの利益」の最初の回なので、基本概念の整理など総論的な検討の部分が多く占めていたため、教科書的な理解で対応しえたとの事情もあろう。ただ、具体的な事例問題の検討解題を旨とする授業回であっても、準備予習すべき範囲を的確に提示すれば、十分双方向に耐える授業設計が可能ではないか。電子シラバスの「講義計画と記録」のページにある「論点と考えるヒント」は、その一助の趣旨であり、ヘッドライン的に予習すべき事柄が提示されたものであるから、これをテキスト等に当たっていれば、授業の場で議論の方向を見失うことはないだろう。なお、テキストの把握という観点から、質疑応答に際し、テキストの該当箇所の指摘、ならびにその読み方の確認作業を行っている。
授業参観を行って参考になったこと。	どのような授業設計を是とし、推進すべきか。いまだに悩みが尽きることはない。「予習→授業→復習」という学修サイクルで、最も重要なのは、「授業」。毎回の授業の場で、受講生が「わかった」という実感を得、その授業に参加したことで満足感を抱けるようならば、成功といっていいだろう。かような授業の積み重ねが、やがては最終目標の達成に繋がると思われる。ただ、授業がかような形で奏功するには、受講生の側にもそれなりの準備を求めたい。単に受動的な立場に甘んじ、講義中に流れてくる情報を受け取るだけの姿勢に終始し、受容できなかった部分は復習で補おうというのでは、いかに優れた授業であっても、その効用は十分に活かされるとはいえない。授業を重視するなら、事前の準備、つまり予習は不可欠と考える。ただし、予習の範囲については、これを適切な範囲に限定し、量的にも時間的にも過重にならない配慮が必要だし、予習の内容が、授業の場で実際に検証される機会がなければならない。もちろん、そのような配慮をした積りであっても、なお、授業で消化不良が生ずる可能性は皆無ではない。とりわけ、1人の受講生に対し、「問い→回答→問い→…」と反復し、理解を助長する狙いで質疑応答に時間を割く授業の場合、与えられる情報量は、レクチャー型の授業に比し、相当程度少なくなる。授業で扱う論点は、かなり絞り込まざるをえない。ただ、消化不良の可能性という点では、レクチャー型であっても、1回の授業に多くの情報を詰め込めば同様だろう。やはり、1回の授業で扱う内容の精選が必要。抽象的にいえば、枝葉の議論に立ち入るのではなく、幹あるいは根に相当する議論を理解するための授業でありたい。

(5) 連携授業の取り組みや研修・プロジェクトへの参加などの取り組み

当研究科は、九州・沖縄4大学教育連携に参加し、共同開講の科目を展開している。この取り組みの対象となっている科目の担当教員は、他大学の教員との授業内容や授業方法の打合せや検討を通じて、自らの取り組みの点検と研鑽の機会を得ている。

平成23年度は、平成21年度から実施している九州大学法科大学院の授業を参観するプロジェクトを継続している。前期は3名の教員、後期は2名の教員が参加した。

なお、民法の財産法分野をのぞいては、各法律分野の担当教員が1名で構成されているため、科目毎のFD活動という点では課題がある。この課題を克服するために、公法総合問題演習A、同B、民事法総合問題演習A、同B、刑事訴訟法問題演習2、刑事法総合問題演習A、同Bといった、総合問題演習科目の性格を有する科目の担当教員の会合で、科目系毎で教育内容や教育方法の議論を行っている。さらに、九州大学における授業参観と意見交換、九州大学への授業参観報告書の提出という形で、他大学との共同FDを実施している。

また、名古屋大学を中心とするPSIMプロジェクトに参加しており、実習科目の教材開発

や共有の共同的取り組みの中で、実習科目で扱う教材や教育方法の改善の契機を得ている。

その他、各種シンポジウムなどによる研修を奨励しており、平成 23 年度前期は、「法曹養成過程における実務導入教育の内容・方法についての意見交換会」（日弁連主催）に実務家教員が参加した。

6. 映像配信システム（Media Patio）

平成 20 年度後期より、講義映像配信システム～Media Patio～を導入した。

これにより、Web 上にて講義映像を配信するシステムで、学内であればどこからでもアクセスが可能であり、いつでも映像を視聴することができる。

（１）用途

このシステムを使い、専任教員に対して各学期１度ずつ義務づけられている授業収録にて収録された講義映像を、教員向けに配信している。

教員はFD活動の一環として、この配信システムを利用し、自己の講義の内容・運営等を検討、または他教員の授業を参観し授業改善に役立てている。

（２）配信内容

前述したとおり、専任教員には各学期１度ずつの授業収録が義務づけられている。

収録は、教員のパフォーマンス全体が見渡せる様、教壇全体を収録すると共に、法科大学院教育の特色である双方向授業を意識し、学生のパフォーマンスも同時に収録される。

収録後、映像は速やかに編集され、２分割された画面で教員・学生それぞれのパフォーマンスを同時に確認することができる。

また、アクセス先である「講義映像配信システム特設サイト」では、当該授業の電子シラバス掲載内容や授業資料等、各種データを閲覧することができ、より円滑なシステム利用を可能にしている。

7. ニュース・レター

平成 21 年 12 月 7 日、鹿児島大学法科大学院ニュース・レター第 1 号「KULS ニュース・レター VOL. 1」が発行された。

ニュース・レターは、A3 サイズの用紙に両面刷りで印刷され、第 1 号発行以降、毎月 1 回のペースで発行されており、平成 23 年度は、第 19 号（平成 23 年 4 月 11 日発行）から第 32 号（平成 24 年 3 月 1 日発行）まで発行された。

（１）コンテンツ

ニュース・レターのコンテンツは、多岐に渡るものであるが、基本的には在学院生に向けた情報発信が主要目的であるが故、主に新司法試験論文式試験・各分野の解説（新司法試験関連）、新カリキュラムや各種制度のアナウンス、講演会等の行事報告、FD 活動報告、各種コラム等となっている。

1 号あたり、4 つほどのコンテンツが掲載されている。

（２）配布

配布は、院生各自のデスクへ一部ずつ直接配布される他、法科大学院教員、法文学部法政策学科教員へも配布されている。また、法文学部事務局各係にも回覧という形で配布を行っている。

それ以外にも、希望者は総合教育研究棟 7 階、司法政策研究センターにて配布を受けること

ができる。なお、鹿児島大学法科大学院ホームページ上でも、PDFデータにて閲覧が可能である。

8. 終わりに

司法政策研究科のFD活動は、研究科の設置以来着実な取り組みが行われ、平成20年以降、授業アンケートの改善やビデオ収録の導入など、新たなステージでの取り組みを行ってきた。そこで見いだされていたのは、教員の授業改善が真にその成果を上げるには、学生との協働がなければならないということである。すなわち、FD活動は、FD活動をすることが目的ではなく、有為な人材を養成するという大きな目標を達成する数ある方法の1つに過ぎない。しかし、いずれの取り組みも、教員の取り組みの改善という成果の投げかけに、学生の学修が呼応する、すなわちFD活動は学生との応答が成立しなければならない。

そこで、平成22年度からは、FD活動そのものに共通の問題意識を持つことを目指して、スローガンを設けることとして、「授業と学修の協働改善」をスローガンとして、教員・学生にFD活動の目標の周知を図ることにした。しかし、思ったような成果を達成することは、いうまでもなく、容易ではないというのが実感であり、FD活動の個々の取り組みが即効性を持つわけではないことを実感している。

当研究科は、教育面での自己評価方法として、PDCAサイクルの考え方を強く意識してきた。このため、学生による授業評価アンケートも学期中に2回実施し、その結果とともに教員からの「所感と対応」も、学期中に2回、学生に返してきた。平成23年度は、FD報告書も学期単位で取りまとめて、迅速に公開することとした。今後も、PDCAサイクルを意識して、現在の取り組みと到達水準を明確にしながら、学生の学修姿勢の改善を含む、組織としてより高度な到達水準を目指すこととなろう。

（資料1）鹿児島大学大学院司法政策研究科教育活動点検評価委員会規則（平成20年司研規則第7号平成20年12月10日）

（趣旨）

第1条 この規則は、鹿児島大学大学院司法政策研究科組織運営規則（平成20年司研規則第2号）第7条第2号に規定する教育活動点検評価委員会（以下「FD委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

（任務）

第2条 FD委員会は、次に掲げる事項について審議し実施する。

- (1) 司法政策研究科において実施するファカルティ・ディベロップメントに関すること。
- (2) 国立大学法人鹿児島大学ファカルティ・ディベロップメント委員会から付託された事項に関すること。
- (3) 司法政策研究科委員会から付託された事項に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認めた事項に関すること。

（組織）

第3条 FD委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副研究科長
- (2) 教務委員会から選出された委員1名
- (3) 実務家教員から選出された委員1名

(4) 公法系、民事系及び刑事系教員から選出された委員各1名 (5) その他研究科長が必要と認めた者2前項第2号から第4号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、あらかじめ研究科長が指名する副研究科長をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、過半数の出席により成立し、議事は出席した委員の過半数の賛成をもって決する。

(事務)

第6条 委員会の事務は、法文学部大学院係において行う。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この規則は、平成20年12月10日から施行する。

[制定理由] 大学院司法政策研究科における教育活動点検評価をより充実するため、組織及び運営に関し明確化するための規則の制定である。

(資料 2)

教育活動点検評価の実施に関する申合せ

平成 20 年 12 月 10 日

教授会 決定

この申合せは、鹿児島大学大学院司法政策研究科教育活動点検評価委員会規則（平成 20 年司研規則第 7 号）第 7 条の規定に基づき、教育活動点検評価委員会の活動に関し、必要な事項を定める。

第 1 教育活動点検評価委員会は、次の事項を実施する。

(1) 教育活動点検（以下、「FD」という。）活動の年間計画に関する事項

- ① 授業アンケート及び「教員調査（授業アンケートへの対応）」を実施し、その結果を FD 懇談会で検討すること。
- ② 授業参観を企画・実施し、当該授業参観報告書の点検し教授会に報告すること。
- ③ 授業参観や収録映像等に基づく授業研究を企画・実施すること。

(2) 成績評価に関する事項

- ① 成績評価の総括の集約及び点検作業
- ② 成績評価の客観性・厳格性に関する検討
- ③ 及び②の結果の教授会への報告
- ④ 成績評価に対する学生からの異議申立てに関する諸手続き
- ⑤ その他、成績評価に関する諸問題への検討と対応

(3) 教員の研修に関する事項

- ① 理論と実務との架け橋を意識した授業を充実させるための教員の研修計画の作成及び実施に関すること。
- ② 新たに授業担当教員になる者について、本学の養成しようとする法曹像をはじめとする

教育理念のほか、成績評価や、授業内容や方法の研究・改善など、FDに関する研修を実施すること。

(4)鹿児島大学の認証評価、法人評価及び司法政策研究科の認証評価に関する事項

(5)その他、教育活動点検評価委員会が必要と認めた事項に関すること。

第2 FD活動は、その参加者が、専任教員のみならず、非常勤教員を含む授業担当教員全員であることを前提として実施する。

第3 教育活動点検評価委員会は、前項に規定する事項を実施するために、月に1度の定例会を開催する。

鹿児島大学大学院司法政策研究科（法科大学院）

教育活動報告書（平成23年度版）

2012（平成24）年3月31日 電子版発行